

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 二

条例

○埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(財政課) 三

○埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 (改革推進課)

六

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

六

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ()

六

○埼玉県地球温暖化対策推進条例 (温暖化対策課)

七

○埼玉県福祉事務所設置条例 (福祉政策課)

一五

○埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例 (子ども安全課)

一六

○くず物取扱業に関する条例を廃止する条例 (医療整備課)

一七

○理容師法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)

一九

○美容師法施行条例の一部を改正する条例 ()

一九

○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (食品安全課)

二二

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (業務課)

二二

○埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 (工業支援課)

二二

○埼玉県道路占有料徴収条例の一部を改正する条例 (道路環境課)

三〇

○埼玉県流域下水道設置条例の一部を改正する条例 (下水道課)

三二

○埼玉県議会事務局条例の一部を改正する条例 (政策調整課)

三二

○埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例 (教委・総務課)

三二

○学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (教職員課)

三二

○埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (県立学校人事課)

三六

○埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例 ()

三六

○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ()

三七

○埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例 (警務課)

三八

○埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例 ()

三八

○埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 (運輸教育課)

三八

規則

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (地域政策課)

三九

○埼玉県地球温暖化対策推進条例

三九

○施行規則 (温暖化対策課) 四〇

○埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則 (医療整備課) 五二

○くず物取扱業に関する条例施行規則を廃止する規則 (生活衛生課) 五七

○理容師法施行細則の一部を改正する規則 () 五七

○美容師法施行細則の一部を改正する規則 () 六一

○埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則 (工業支援課) 六四

○学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課) 六六

○産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 () 六九

○定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 () 六九

○学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 () 七〇

○学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 () 七〇

○学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 () 七〇

○義務教育等教員特別手当に関する規則 () 七〇

る規則の一部を改正する規則
(教職員課) 七〇

○教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 () 七二

○学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 () 七二

○埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則 (県立学校人事課) 七三

○学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 () 七三

訓令
○埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令 (教職員課) 七四

告示
○埼玉県政調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示 (政策調査課) 七四

本号で公布された
条例のあらまし

埼玉県地球温暖化対策推進条例(埼玉
県条例第九号)(温暖化対策課)
一 趣旨

地球温暖化対策に関し必要な事項を
定め、県、事業者、県民、環境保全活
動団体等が協働して地球温暖化対策を

推進することにより、低炭素社会を
実現し、もって良好な環境を将来の世
代に引き継ぐための条例の制定

二 内 容
(一) 事業活動における地球温暖化対策
温室効果ガス多量排出事業者は、
地球温暖化対策計画の作成等をしな
ければならない。

(二) 建築物の新築等に係る環境への配
慮
一定規模以上の新築等に係る建築
主は、特定建築物環境配慮計画の作
成等をしなければならない。
(三) 自動車の使用に伴う温室効果ガス
の排出の抑制
ア 一定台数以上の自動車を使用す
る事業者は、自動車地球温暖化対
策計画の作成等をしなければならない。
イ 大規模荷主等は、自動車地球温
暖化対策実施方針の作成等をしな
ければならない。

(四) 環境物品等の購入等の促進
特定電気機器等のいずれかを一定
台数以上陳列して販売する事業者
は、特定電気機器等への省エネラベ
ルの表示及び電気機器等の購入者へ
の省エネルギー性能の説明等をしな
ければならない。

三 施行期日等
(一) 施行期日
平成二十一年四月一日。ただし、

二(二)及び四は同年十月一日、二(一)及
び三(一)は平成二十二年四月一日
(二) 経過措置
平成二十一年十月一日前に建築確
認の申請等をした建築物について
は、二(二)の規定は適用しない。

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改
正する条例(埼玉県条例第十一号)(こ
ども安全課)
一 趣 旨
深刻化する児童虐待等に対して一層
迅速に対応するため、児童相談所に支
所を設置するための改正

二 内 容
「知事は、必要があると認めるとき
は、児童相談所に支所を置くことがで
きる。」という規定を追加する。

三 施行期日
平成二十二年四月一日

埼玉県保健所条例の一部を改正する条
例(埼玉県条例第十二号)(保健医療政
策課)
一 趣 旨
地域の実情に応じた簡素で効率的な
行政組織とするため、保健所を再編す
るとともに、福祉保健総合センターの
廃止等を行うための改正
二 内 容

(一) 保健所の所管区域の変更
(例) 朝霞保健所
改正前 朝霞市、志木市、和光市、
新座市

(二) 保健所の位置の変更
改正前 改正後
越 谷↓草 加
所 沢↓狭 山
三 施行期日等
(一) 施行期日
平成二十二年四月一日
(二) 条例の廃止
埼玉県福祉保健総合センター設置
条例の廃止
(三) 条例の一部改正
埼玉県感染症検査協議会条例の一
部改正

条例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十号中「第七十一号」を「第七十三号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十九号中「第六十八号」を「第七十号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十八号中「第六十七号」を「第六十九号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十七号中「第六十六号」を「第六十八号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十六号の次に次の二号を加える。

十七 別表都市整備部の項第六十六 建築士法第十条の二十第一項に規定する号の二級建築士免許証又は木造建 都道府県指定登録機関

建築士免許証の書換え交付

十八 別表都市整備部の項第六十七 建築士法第十条の二十第二項に規定する号の二級建築士免許証又は木造建 都道府県指定登録機関

建築士免許証の再交付

別表危機管理防災部の項第二十三号中「一万二千元」を「一万七千元」に改め、同項第三十七号イ中「一万円」を「九千元」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同号ロ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百元」を「七千九百元」に改め、同号ハ及びニ中「二万円」を「九千元」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同号ホ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百元」を「七千九百元」に改め、同項第三十八号イ中「八千五百円」を「七千六百円」に、「八千元」を「七千五百円」に改め、同号ロ中「六千七百元」を「六千円」に、「六千二百円」を「五千五百円」に改め、同項第六十九号中「二万三千元」を「二万七百元」に、「二万二千五百円」を「二万二千元」に改める。

別表環境部の項第四十三号イ中「四千元」を「三千九百元」に改め、同号ロ中「五千三百円」を「五千二百円」に改め、同項第四十四号中「千円」を「千円」に改め、同項第四十五号中「二千九百元」を「二千八百円」に改め、同項第四十六号及び第四十七号中「千九百元」を「千八百円」に改める。
別表福祉部の項第十六号金額の欄を次のように改める。

次に掲げるサービス(別記1又は別記2に掲げるサービスを除く。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 介護保険法第四十一条の規定による知事の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス(以下この号及び次号において「居宅サービス」という。) 当該指定に係る事業ごとに二万円

ロ 介護保険法第四十二条の二第一項の規定による市町村の長の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス(以下この号及び次号において「地域密着型サービス」という。) 当該指定に係る事業ごとに二万円

ハ 介護保険法第四十六条第一項の規定による知事の指定に係る同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援(次号において「居宅介護支援」という。) 当該指定に係る事業ごとに一万七千四百円

ニ 介護保険法第四十八条第一項第一号若しくは第三号の規定による知事の指定又は同法第九十四条第一項の知事の許可に係る同法第八条第二十三項に規定する施設サービス(以下この号及び次号において「施設サービス」という。) 当該指定又は許可に係る事業ごとに二万円

ホ 介護保険法第五十三条第一項の規定による知事の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス(以下この号及び次号において「介護予防サービス」という。) 当該指定に係る事業ごとに二万円

ヘ 介護保険法第五十四条の二第一項の規定による市町村の長の指定に係る同法第八条の二第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス(以下この号及び次号において「地域密着型介護予防サービス」という。) 当該指定に係る事業ごとに二万円

別記1 次に掲げるサービス

(1) 次に掲げるサービス(⑥において「施設サービス等」という。)のいずれかを行う事業所に併設される事業所において、当該事業と一体的に行われている介護保険法第八条第九項に規定する短期入所生活介護又は同条第十項に規定する短期入所療養介護

(一) 居宅サービス(介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護に限る。)

- (二) 地域密着型サービス(介護保険法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。)
- (三) 施設サービス
- (四) 介護予防サービス(介護保険法第八条の第二十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に限る。)
- (2) 居宅サービス(介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具貸与に限る。(7)において同じ。)を行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている同条第十三項に規定する特定福祉用具販売
- (3) 介護予防サービス(介護保険法第八条の第十二項に規定する介護予防福祉用具貸与に限る。(8)において同じ。)を行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている同法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売
- (4) 次に掲げるサービスのいずれかを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている居宅サービス(介護保険法第八条第七項に規定する通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第五百五条の二に規定する指定療養通所介護(一)において「指定療養通所介護」という。)に限る。)に限る。)
- (一) 居宅サービス(介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護、同条第七項に規定する通所介護(指定療養通所介護を除く。))及び同条第八項に規定する通所リハビリテーションに限る。)
- (二) 地域密着型サービス(介護保険法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護に限る。)
- (三) 介護予防サービス(介護保険法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護、同条第七項に規定する介護予防通所介護及び同条第八項に規定する介護予防通所リハビリテーションに限る。)
- (四) 地域密着型介護予防サービス(介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に限る。)
- (5) 施設サービス(介護保険法第二十四項に規定する介護老人福祉施設において行われるものに限る。)と一体的に行われている同条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設サービス等のいずれかを行う事業所に併設される事業所において、当該事業と一体的に行われている介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護又は同条第十項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (7) 居宅サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一

体的に行われている介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売

(8) 介護予防サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売

別記2 次に掲げるサービス(別記1に掲げるサービスを除く。)

- (1) 居宅サービス又は介護予防サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている地域密着型サービス
- (2) 居宅サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている介護予防サービス
- (3) 居宅サービス、地域密着型サービス又は介護予防サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている地域密着型介護予防サービス

別表福祉部の項第十七号中「ロ又はハ」を「別記1又は別記2」に改める。

別表保健医療部の項第三百三十九号中「第二十四条第二項」の下に「又は薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第八条、第十四条若しくは第十五条」を加え、同項中第四百十号を削り、第四百十一号を第四百十号とし、第四百十二号から第五百十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第五百十一号事務の種別の欄中、「高度管理医療機器等」を「若しくは高度管理医療機器等」に改め、「又は」の下に「薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第二号)附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令(次号において「改正前の政令」という。))第四十五条第二項の規定に基づき」を加え、同号を同項第五百十号とし、同項第五百五十二号事務の種別の欄中、「高度管理医療機器等」を「若しくは高度管理医療機器等」に改め、「又は」の下に「改正前の政令第四十六条第二項の規定に基づく」を加え、同号を同項第五百五十一号とし、同項第五百五十三号から第八十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表産業労働部の項第十一号金額の欄イを次のように改める。

イ 実技試験 一万六千五百円(在校生(知事が別に定める者をいう。))が三級を受検する場合にあっては、一万千円)

別表都市整備部の項第六十五号中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同項中第九十六号を第九十八号とし、第六十七号から第九十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六十六号中「一万五千円」を「一万六千九百円」に改め、同

号を同項第六十八号とし、同項第六十五号の次に次の二号を加える。

| | | |
|---|--|-------|
| 六十六 建築士法 第五条第二項の 規定に基づく二 級建築士免許証 又は木造建築士 免許証の書換え 交付 | 二級建築 士免許証 又は木造 建築士免 許証書換 え交付手 数料 | 五千九百円 |
| 六十七 建築士法 第五条第二項の 規定に基づく二 級建築士免許証 又は木造建築士 免許証の再交付 | 二級建築 士免許証 又は木造 建築士免 許証再交 付手数料 | 五千九百円 |

別表教育委員会の項第二号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同項第三号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同項中第十二号を第十八号とし、第四号から第十一号までを六号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の六号を加える。

| | | |
|--|---|-------|
| 四 教育職員免許 法第九条の第二 一項の規定に基 づく普通免許状 又は特別免許状 の有効期間の更 新 | 教育職員 の普通免 許状又は 特別免許 状の有効 期間更新 手数料 | 三千三百円 |
| 五 教育職員免許 法第九条の第二 五項の規定に基 づく普通免許状 又は特別免許状 の有効期間の延 長 | 教育職員 の普通免 許状又は 特別免許 状の有効 期間延長 手数料 | 二千元 |
| 六 教育職員免許 法及び教育公務 新講習修 | 免許状更 新講習修 | 三千三百円 |

員特例法の一部
を改正する法律
(平成十九年法
律第九十八号。
以下この項にお
いて「改正法」
という。) 附則
第二条第二項の
規定に基づく免
許状更新講習の
課程を修了した
ことの確認

了確認手
数料

七 改正法附則第
二条第三項第三
号の規定に基づ
く免許状更新講
習の課程を修了
した後同号に規
定する期間内に
あることの確認

免許状更
新講習修
了後の期
間に関す
る確認手
数料

三千三百円

八 改正法附則第
二条第四項の規
定に基づく修了
確認期限の延期

修了確認
期限延期
手数料

二千元

九 改正法附則第
二条第五項括弧
書の規定に基づ
く免許状更新講
習を受ける必要
がない者の認定

免許状更
新講習受
講免除対
象者認定
手数料

三千三百円

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のよう
に改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百二十九号
を第三百四十九号とし、第三百三十一号から第三百二十八号までを十号ずつ繰り

下げ、第三百三十号を第三百三十四号とし、同号の次に次の六号を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

- 三百三十五 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料
- 三百三十六 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間延長手数料
- 三百三十七 免許状更新講習修了確認手数料
- 三百三十八 免許状更新講習修了後の期間に関する確認手数料
- 三百三十九 修了確認期限延期手数料
- 三百四十 免許状更新講習受講免除対象者認定手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百二十九号を第三百三十三号とし、第三百三十一号から第三百二十八号までを四号ずつ繰り下げ、第三百三十号の五を第三百三十四号とし、第三百三十号の四を第三百三十三号とし、第三百三十号の三を第三百三十二号とし、第三百三十号の二を第三百三十一号とする。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表環境部の項の改正規定は同月十六日から、同表保健医療部の項の改正規定は同年六月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表福祉部の項第十六号の規定は、平成二十一年四月一日以後に定められた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の五第一項に規定する計画(以下この項において「調査計画」という。)に基づき実施する調査に係る手数料について適用し、同日前に定められた調査計画に基づき実施する調査に係る手数料については、なお従前の例による。

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「七千四百四十六人」を「七千二百七十六人」に改め、同項第八号中「四百三十四人」を「四百二十八人」に改め、同項第九号中「千七百

五十九人」を「千八百九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「二十一万六千円」を「三十万六千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一

部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第十四条第二項

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)第七条第二項

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条各号中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第十五条の表第十四条第一項の項、第十九条の表第七条第二項の項及び第二十六条の表第十四条第一項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

埼玉県地球温暖化対策推進条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第九号

埼玉県地球温暖化対策推進条例

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 県の地球温暖化対策(第八条・第九条)

第三章 事業活動における地球温暖化対策(第十条―第十七条)

第四章 建築物の新築等に係る環境への配慮(第十八条―第二十二條)

第五章 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制(第二十三条―第三十八條)

第六章

環境物品等の購入等の促進(第三十九条―第四十二条)

第七章 再生可能エネルギーの利用(第四十三条・第四十四条)

第八章 森林及び身近な緑の保全等(第四十五条・第四十六条)

第九章 廃棄物の発生の抑制等(第四十七条)

第十章 地球温暖化の防止に関する学習の振興等(第四十八条・第四十九条)

第十一章 地球温暖化対策の推進体制(第五十条―第五十二条)

第十二章 雑則(第五十三条―第五十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、埼玉県環境基本条例(平成六年埼玉県条例第六十号)第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる低炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七十七号。以下この条及び第五十条第三項において「法」という。)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。

二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(第八条第一号及び第二号並びに第四章において「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応を図るための取組をいう。

三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。

四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。

五 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

六 環境保全活動団体 法第二十四条第一項の規定により知事が指定する埼玉県地球温暖化防止活動推進センター(第五十条第一項及び第二項において「県センター」という。)その他の環境の保全に寄与する活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。

(県の責務)

第三条 県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、自らの事務及び事業に関し、率先して地球温暖化対策を実施するものと

する。

3 県は、地球温暖化対策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動において、自主的かつ積極的に地球温暖化対策を実施するとともに、県、県民、環境保全活動団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、その日常生活において、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むとともに、県、事業者、環境保全活動団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(環境保全活動団体の責務)

第六条 環境保全活動団体は、事業者、県民及び滞在者の地球温暖化の防止に関する理解を深めるとともに、これらの者と協働して地球温暖化対策を実施するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第七条 滞在者は、県、事業者、環境保全活動団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

第二章 県の地球温暖化対策

(県の地球温暖化対策)

第八条 県は、次に掲げる事項に関する地球温暖化対策を実施するものとする。

一 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。)及び日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。

二 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)についての温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。

三 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

四 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をいう。第三十九条において同じ。)への需要の転換の促進に関すること。

五 エネルギーの使用の合理化に関すること。

六 再生可能エネルギーの利用に関すること。

七 森林の整備及び保全並びに身近な緑の保全及び創出に関すること。

八 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他の資源の有効な利用に関すること。

九 地球温暖化の防止についての学習の振興及び情報の提供に関すること。

十 地球温暖化の防止についての技術に係る研究開発の促進及び当該技術を有する産業の振興に関すること。

十一 地球温暖化の防止についての調査研究に関すること。

十二 地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、県民及び環境保全活動団体の表彰に関すること。

十三 地球温暖化の防止に貢献する国際協力に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に關すること。

(指導又は助言)

第九条 県は、地球温暖化対策を推進するため、事業者、県民、環境保全活動団体等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第三章 事業活動における地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出状況の把握等)

第十条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策を実施するよう努めなければならない。

(事業活動対策指針の策定)

第十一条 知事は、事業者がその事業活動において地球温暖化対策を総合的に実施するために講ずべき措置に関する指針(以下この章において「事業活動対策指針」という。)を定めるものとする。

2 事業活動対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

二 事業活動における再生可能エネルギーの利用に関すること。

三 その他事業活動における地球温暖化対策に関すること。

3 知事は、事業活動対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(地球温暖化対策計画の作成等)

第十二条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(以下この章及び第十二章において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動対策指針に基づき、温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を含む地球温暖化対策を総合的に実施するための計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。地球温暖化対策計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときも、同様とする。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項及び第五十五条第一項において「加盟者」という。)が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて規則で定めるものに係る定めがあるもの(以下この項及び第五十五条第一項において「連鎖化事業」という。)を行う者(以下この項及び第五十五条第一項において「連鎖化事業者」という。)については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る県内のすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。

3 特定事業者は、その地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化対策を実施するよう努めなければならない。

第十三条 特定事業者以外の事業者は、事業活動対策指針に基づき、地球温暖化対策計画を任意に作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出することができる。

2 前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該地球温暖化対策計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該地球温暖化対策計画を廃止したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(地球温暖化対策実施状況報告書の提出)

第十四条 第十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により地球温暖化対策計画を提出した事業者(同条第三項の規定による報告をした事業者を除く。)は、規則で定めるところにより、当該地球温暖化対策計画に基づく措置の

実施の状況を記載した報告書(以下「地球温暖化対策実施状況報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(地球温暖化対策計画等の公表)

第十五条 特定事業者は、第十二条第一項の規定により地球温暖化対策計画を知事に提出したとき、又は前条の規定により地球温暖化対策実施状況報告書を知事に提出したときは、規則で定めるところにより速やかにその内容を公表しなければならない。

2 知事は、特定事業者から、第十二条第一項の規定により地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は前条の規定により地球温暖化対策実施状況報告書が提出されたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策推進者の選任等)

第十六条 特定事業者は、地球温暖化対策を推進するため、規則で定めるところにより地球温暖化対策推進者を選任しなければならない。

2 特定事業者は、地球温暖化対策推進者を選任し、又は解任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(地球温暖化対策推進者の職務)

第十七条 地球温暖化対策推進者は、その所属する特定事業者の事業内容、規模等に応じ、次に掲げる職務を行う。

一 地球温暖化対策計画の作成及び進行管理並びに措置の実施の状況の報告に関すること。

二 従業員に対する地球温暖化の防止についての教育に関すること。

三 地球温暖化の防止についての情報の収集に関すること。

四 その他事業活動対策指針に定める事項に関すること。

第四章 建築物の新築等に係る環境への配慮

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第十八条 建築物の新築、増築又は改築(次条第二項各号及び第二十条第一項において「新築等」という。)をしようとする者(次条第一項において「建築主」という。)は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正な利用その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物対策指針の策定)

第十九条 知事は、建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針（以下この条及び次条において「建築物対策指針」という。）を定めるものとする。

2 建築物対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の新築等をする場合におけるエネルギーの使用の合理化に関すること。

二 建築物の新築等をする場合における資源の適正な利用に関すること。

三 その他建築物の新築等をする場合における温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。

3 知事は、建築物対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（特定建築物環境配慮計画の作成等）

第二十条 建築物の規則で定める規模以上の新築等をしようとする者（以下この章及び第十二章において「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、建築物対策指針に基づき、環境への配慮のための計画（以下この章及び第五十六条第四号において「特定建築物環境配慮計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。特定建築物環境配慮計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 特定建築主は、前項の規定により特定建築物環境配慮計画を作成し、又は変更しようとするときは、建築物対策指針に基づき、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討し、その結果を特定建築物環境配慮計画に添付しなければならない。

（特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出）

第二十一条 特定建築主は、特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより速やかに知事に届け出なければならない。

（特定建築物環境配慮計画等の公表）

第二十二条 知事は、第二十条第一項の規定により特定建築物環境配慮計画が提出されたとき、又は前条の規定により特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出がされたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

第五章 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制

（公共交通機関等の利用）

第二十三条 事業者は、その事業活動及び従業員の通勤における公共交通機関又は自転車（以下この章において「公共交通機関等」という。）の利用の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十四条 県民は、家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第七十八条に規定する家用自動車をいう。第三十五条及び第三十六条において同じ。）に代えて、公共交通機関等の利用に努めなければならない。

2 県は、県民の公共交通機関等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自動車販売業者の購入者への説明等）

第二十五条 自動車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車（同法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）をいう。以下この章及び第十二章において同じ。）の販売業者は、その販売する新車（過去に同法第五十八条第一項の有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この条において同じ。）の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスに含まれる二酸化炭素の量その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をその事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対しその書面（電磁的記録を備え置く場合にあつては、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面）を交付し、当該書面の記載事項について説明しなければならない。

2 知事は、自動車の販売業者で新車を販売するものに対し、低燃費車（自動車排出温室効果ガス（自動車の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスをいう。以下この章において同じ。）を排出せず、又は自動車排出温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車として知事が定めるものをいう。以下この章において同じ。）の販売の状況について報告を求めることができる。

（自動車等の使用の抑制等）

第二十六条 自動車又は道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下この条において「自動車等」という。）の使用者及び運転者は、自動車等の使用の抑制に努めるとともに、自動車等を使用するときは、低燃費車その他その運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量がより少ない自動車等を選択するよう努めなければならない。

2 自動車等の使用者その他その整備に責任を有する者及び運転者は、自動車等の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量を削減するための自動車等の適正な整備及び適切な運転(第三十三条第一項において「エコドライブ」という。)に努めなければならない。

(大型特殊自動車等の整備等)

第二十七条 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車(以下この条において「大型特殊自動車等」という。)の使用者その他その整備に責任を有する者及び運転者は、大型特殊自動車等の使用に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量を削減するための大型特殊自動車等の適正な整備及び適切な運転に努めなければならない。

(低燃費車の導入)

第二十八条 県内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて規則で定めるものを規則で定める台数以上使用する事業者は、知事が定める期限までに、当該自動車の台数に対する低燃費車の台数の割合を知事が定める割合以上としなければならない。

(自動車地球温暖化対策指針の策定)

第二十九条 知事は、事業者がその事業活動において自動車排出温室効果ガスの排出を抑制するために講ずべき措置に関する指針(以下この章において「自動車地球温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。

2 自動車地球温暖化対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業活動に伴う自動車排出温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

二 事業活動に係る他の者の自動車排出温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

三 従業員の通勤における公共交通機関等の利用の推進に関すること。

3 知事は、自動車地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(自動車地球温暖化対策計画の作成等)

第三十条 県内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて規則で定めるものを規則で定める台数以上使用する事業者は、規則で定めるところにより、自動車地球温暖化対策指針に基づき、自動車排出温室効果ガスの排出を抑制するための計画(以下この章及び第五十六条第五号において「自動車地球温暖化対策計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。自

自動車地球温暖化対策計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときも、同様とする。

2 前項に規定する事業者のうち、第二十八条に規定する事業者に該当するものは、同条に規定する知事が定める低燃費車の台数の割合を達成するための方策を自動車地球温暖化対策計画に記載しなければならない。

3 第一項に規定する事業者は、その自動車地球温暖化対策計画に基づき、自動車排出温室効果ガスの排出を抑制しよう努めなければならない。

第三十一条 前条第一項に規定する事業者以外の事業者のうち、県内に使用の本拠の位置を有する自動車を使用するものは、自動車地球温暖化対策指針に基づき、自動車地球温暖化対策計画を任意に作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出することができる。

2 前項の規定により自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該自動車地球温暖化対策計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該自動車地球温暖化対策計画を廃止したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出)

第三十二条 第三十条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者(同条第三項の規定による報告をした事業者を除く。)は、規則で定めるところにより、当該自動車地球温暖化対策計画に基づく措置の実施の状況を記載した報告書(以下この章及び第五十六条第六号において「自動車地球温暖化対策実施状況報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 第三十条第二項の規定により自動車地球温暖化対策計画に低燃費車の台数の割合を達成するための方策を記載した事業者は、第二十八条に規定する低燃費車の台数の割合を自動車地球温暖化対策実施状況報告書に記載しなければならない。

(エコドライブ推進者の選任等)

第三十三条 第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定により自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者(同条第三項の規定による報告をした事業者を除く。)は、その使用する自動車の整備に責任を有する者及び運転者のエコドライブを推進するため、規則で定めるところによりエコドライブ推進者を選任しなけ

ればならない。

2 前項に規定する事業者は、エコドライブ推進者を選任し、又は解任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(自動車地球温暖化対策実施方針の作成等)

第三十四条 反復継続して貨物の運送を委託する事業者及び当該委託により運送される貨物を受領する事業者のうち、規則で定める事業所であつて規則で定める規模以上のものを設置するもの(第五十四条及び第五十五条第一項において「大規模荷主」という。)は、規則で定めるところにより、自動車地球温暖化対策指針に基づき、当該委託を受けて貨物を運送する事業者の当該委託に係る自動車の使用に関し、自動車排出温室効果ガスの排出を抑制するための実施方針(以下この章及び第五十六条第八号において「自動車地球温暖化対策実施方針」という。)を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。自動車地球温暖化対策実施方針を変更したときも、同様とする。

第三十五条 劇場、映画館その他の規則で定める集客施設であつて規則で定める規模以上のものを所有し、又は運営する事業者(第五十四条及び第五十五条第一項において「大規模集客施設事業者」という。)は、規則で定めるところにより、自動車地球温暖化対策指針に基づき、当該集客施設の利用者の来場に係る自家用自動車の使用に関し、自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。自動車地球温暖化対策実施方針を変更したときも、同様とする。

第三十六条 規則で定める規模以上の事業所であつて、当該事業所に自家用自動車通勤する従業員の割合が規則で定める割合以上のもをを設置する事業者は、規則で定めるところにより、自動車地球温暖化対策指針に基づき、その従業員の通勤における公共交通機関等の利用を推進するための措置その他の措置に関し、自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。自動車地球温暖化対策実施方針を変更したときも、同様とする。

(地球温暖化対策計画との関係)

第三十七条 第十二条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により提出された地球温暖化対策計画に、次の各号に掲げるいずれかの計画又は実施方針に記載すべき事項のすべてが記載されているときは、当該地球温暖化対策計画の提出を当該各号に掲げる計画又は実施方針の提出とみなす。

- 一 第三十条第一項に規定する自動車地球温暖化対策計画
- 二 第三十一条第一項又は第二項に規定する自動車地球温暖化対策計画
- 三 第三十四条に規定する自動車地球温暖化対策実施方針
- 四 第三十五条に規定する自動車地球温暖化対策実施方針
- 五 前条に規定する自動車地球温暖化対策実施方針

2 第十四条の規定により提出された地球温暖化対策実施状況報告書に、自動車地球温暖化対策実施状況報告書に記載すべき事項のすべてが記載されているときは、当該地球温暖化対策実施状況報告書の提出を自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出とみなす。

(自動車地球温暖化対策計画等の公表)

第三十八条 知事は、前条第一項各号に掲げる計画若しくは実施方針又は自動車地球温暖化対策実施状況報告書が提出されたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

第六章 環境物品等の購入等の促進

(環境物品等の購入等)

第三十九条 事業者及び県民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受けるときは、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

(温室効果ガスの排出量がより少ない機械器具の使用)

第四十条 事業者及び県民は、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具を使用するときは、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択するよう努めなければならない。

(省エネルギー性能の表示等)

第四十一条 規則で定める電気機器等(以下この条において「電気機器等」という。)を店舗において販売する事業者(第三項において「電気機器等販売事業者」という。)のうち、その使用に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの(以下この項及び第三項において「特定電気機器等」という。)のいずれかを規則で定める台数以上陳列して販売するもの(以下この章及び第十二章において「特定電気機器等販売事業者」という。)は、販売のために陳列するすべての特定電気機器等の本体又はその近傍に、当該特定電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他の地球温暖化の防止に資する性能(以下この条において「省エネルギー性能」という。)を示す事項を記載した規則で定める表示(第三項及び第五十六条第九号において「省エネルギー」とい

う。)を付さなければならない。

2 特定電気機器等販売事業者は、電気機器等を購入しようとする者に対し、当該電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならない。

3 特定電気機器等販売事業者以外の電気機器等販売事業者は、販売のために陳列するすべての特定電気機器等の本体又はその近傍に省エネルギーレベルを付すよう努めるとともに、電気機器等を購入しようとする者に対し、当該電気機器等に係る省エネルギー性能について説明するよう努めなければならない。

(省エネルギー性能説明推進者の選任等)

第四十二条 特定電気機器等販売事業者のうち、規則で定める規模以上の店舗を設置するもの(次項において「大規模電気機器等販売事業者」という。)は、前条第二項の規定による説明の適切な実施を推進するため、規則で定めるところにより省エネルギー性能説明推進者を選任しなければならない。

2 大規模電気機器等販売事業者は、省エネルギー性能説明推進者を選任し、又は解任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

第七章 再生可能エネルギーの利用

(県の再生可能エネルギーの利用)

第四十三条 県は、その事務及び事業に使用する電気を再生可能エネルギーから変換して得るための設備を率先して導入するほか、再生可能エネルギーの利用の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者又は県民の再生可能エネルギーの利用)

第四十四条 事業者又は県民は、その事業活動又は日常生活において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

2 県は、事業者及び県民による再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第八章 森林及び身近な緑の保全等

(森林の整備及び保全)

第四十五条 県は、二酸化炭素を吸収し、及び固定する森林の機能に関し、事業者、県民及び滞在者の理解を深めるため、情報の提供その他の措置を講ずるほか、森林の整備及び保全に関し、総合的な施策を推進するものとする。

2 事業者、県民及び環境保全活動団体は、協働して森林の整備及び保全並びに森林資源の有効な利用に努めなければならない。

(身近な緑の保全及び創出)

第四十六条 県は、身近な緑の保全及び創出に関し、県民及び事業者の意識の高揚を図るため、学習の振興及び知識の普及に必要な措置を講ずるほか、総合的な施策を推進するものとする。

2 県民、事業者及び環境保全活動団体は、身近な緑の保全及び創出に努めなければならない。

第九章 廃棄物の発生の抑制等

第四十七条 県民又は事業者は、その日常生活又は事業活動において、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他の資源の有効な利用に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。

第十章 地球温暖化の防止に関する学習の振興等

(学習の振興等)

第四十八条 県は、地球温暖化の防止に関し、事業者、県民及び環境保全活動団体と協働して、あらゆる機会における学習の振興及び教育の推進を図るものとする。

(啓発活動等)

第四十九条 県は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性に関し、事業者、県民及び滞在者の理解を深めるため、環境保全活動団体と協働して啓発活動及び広報活動を行うものとする。

第十一章 地球温暖化対策の推進体制

(県センター等への支援)

第五十条 県は、県センターがその事業を円滑に実施できるよう支援に努めるものとする。

2 県は、県センター以外の環境保全活動団体がその活動を円滑に実施できるよう支援に努めるものとする。

3 県は、埼玉県地球温暖化防止活動推進員(法第二十三条第一項の規定により知事が委嘱する者をいう。次項において同じ。)がその役割を果たすことができるよう支援に努めるものとする。

4 県は、環境保全活動団体と埼玉県地球温暖化防止活動推進員との協働を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携協力)

第五十一条 県は、地球温暖化の防止に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携協力を図り、地球温暖化対策を効果的に推進するものとする。

(市町村への支援)

第五十二条 県は、地球温暖化の防止に関する市町村の施策に対し、必要な支援を行うものとする。

第十二章 雑則

(適用除外)

第五十三条 市町村が定める地球温暖化対策の推進のための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(報告の徴収等)

第五十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者、特定建築主、自動車の販売業者、第三十条第一項に規定する事業者、大規模荷主、大規模集客施設事業者、第三十六条に規定する事業者又は特定電気機器等販売事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業者、特定建築主、自動車の販売業者、第三十条第一項に規定する事業者、大規模荷主、大規模集客施設事業者、第三十六条に規定する事業者又は特定電気機器等販売事業者の事業所その他必要な場所(特定事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、当該特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所を含む。)に立ち入り、機械、設備、自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。ただし、特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第五十六条 知事は、事業者又は特定建築主が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第十二条第一項の規定による地球温暖化対策計画の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第十四条の規定による地球温暖化対策実施状況報告書(特定事業者が提出すべきものに限る。)の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

三 第十六条第二項、第二十一条又は第四十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

五 第三十条第一項の規定による自動車地球温暖化対策計画の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第三十二条第一項の規定による自動車地球温暖化対策実施状況報告書(第三十条第一項に規定する事業者が提出すべきものに限る。)の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

七 第三十三条第二項の規定による届出(第三十条第一項に規定する事業者が届け出るべきものに限る。)をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第三十四条から第三十六条までの規定による自動車地球温暖化対策実施方針の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

九 第四十一条第一項の規定による省エネルギー付さず、又は虚偽の省エネルギー付したとき。

十 第五十四条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十一 前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第五十七条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に意

見を述べる機会を与えなければならない。
(委任)

第五十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条から第二十二條まで、第四十一條、第四十二條及び次項の規定 平成二十一年十月一日

二 第十二條から第十七條まで、第二十八條、第三十條から第三十三條まで、第三十七條及び附則第四項の規定 平成二十二年四月一日

(経過措置)

2 平成二十一年十月一日前に建築基準法第六條第一項若しくは第六條の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八條第二項の規定による通知がされた建築物については、第二十条から第二十二條までの規定は、適用しない。

(埼玉県生活環境保全条例の一部改正)

3 埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 地球温暖化の防止(第十三條)」を「第二節 削除」に改める。

第三章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第十三條 削除

第四十九條第三号中「第二條第五項」を「第二條第九項」に改める。

別表第二第四号口中「第五條の二」を「第六條」に改める。

別表第七第七号中「公衆浴場営業(」の下に「公衆浴場法施行条例(平成二十年埼玉県条例第十九号)による改正前の」を加える。

4 埼玉県生活環境保全条例の一部を次のように改正する。

「第三章 環境への負荷の低減

第一節 事業活動における環境への負荷の低減(第十條―第十二條)

目次中 第二節 削除

第三節 生活排水対策の推進(第十四條―第十七條)

第四節 廃棄物の発生抑制、循環的利用等(第十八條―第二十一

「第三章 生活排水対策の推進等

を 第一節 生活排水対策の推進(第十條―第十七條)

第二節 廃棄物の発生抑制、循環的利用等(第十八條―第二十一條)」

に改める。

「

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 生活排水対策の推進等

第一節 生活排水対策の推進

第三章第二節の節名を削り、第十條から第十三條までを次のように改める。

第十條から第十三條まで 削除

第三章中第三節の節名を削り、第四節を第二節とする。

第二百一十一條中「、第十條第一項」を削る。

第二百二十二條第一項中「、第十二條」を削る。

埼玉県福祉事務所設置条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

埼玉県福祉事務所設置条例

(設置)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四條第一項の規定に基づき、福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第二条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|--------------|------|------------------------------|
| 埼玉県東部中央福祉事務所 | 春日部市 | 北足立郡 北埼玉郡 南埼玉郡 北葛飾郡 |
| 埼玉県西部福祉事務所 | 坂戸市 | 入間郡 比企郡 秩父郡のうち東秩父村 |
| 埼玉県北部福祉事務所 | 本庄市 | 児玉郡 大里郡 |
| 埼玉県秩父福祉事務所 | 秩父市 | 秩父郡(東秩父村を除く。) |

附則

(施行期日)

- この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に改める。

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十一号

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

埼玉県児童相談所設置条例(平成十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

- 知事は、必要があると認めるときは、児童相談所に支所を置くことができる。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

埼玉県保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十二号

埼玉県保健所条例の一部を改正する条例

埼玉県保健所条例(昭和二十五年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|-----------|------|---|
| 埼玉県川口保健所 | 川口市 | 川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市 |
| 埼玉県朝霞保健所 | 朝霞市 | 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市 入間郡のうち三芳町 |
| 埼玉県春日部保健所 | 春日部市 | 春日部市、越谷市 北葛飾郡のうち松伏町 |
| 埼玉県草加保健所 | 草加市 | 草加市、八潮市、三郷市、吉川市 |
| 埼玉県鴻巣保健所 | 鴻巣市 | 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市 北足立郡 |
| 埼玉県東松山保健所 | 東松山市 | 東松山市 比企郡(鳩山町を除く。) 秩父郡のうち東秩父村 |
| 埼玉県坂戸保健所 | 坂戸市 | 坂戸市、鶴ヶ島市 入間郡(三芳町を除く。) 比企郡のうち鳩山町 |
| 埼玉県狭山保健所 | 狭山市 | 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市 |
| 埼玉県加須保健所 | 加須市 | 行田市、加須市、羽生市 北埼玉郡 |

| | | |
|----------|-----|--|
| 埼玉県幸手保健所 | 幸手市 | 久喜市、蓮田市、幸手市 南埼玉郡 北葛飾郡 (松伏町を除く。) |
| 埼玉県熊谷保健所 | 熊谷市 | 熊谷市、深谷市 大里郡 |
| 埼玉県本庄保健所 | 本庄市 | 本庄市 児玉郡 |
| 埼玉県秩父保健所 | 秩父市 | 秩父市 秩父郡 (東秩父村を除く。) |

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(埼玉県福祉保健総合センター設置条例の廃止)

2 埼玉県福祉保健総合センター設置条例(平成十年埼玉県条例第六十二号)は、廃止する。

(埼玉県感染症診査協議会条例の一部改正)

3 埼玉県感染症診査協議会条例(平成十一年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

| 名称 | 保健所名 |
|-------------------|-----------|
| 埼玉県春日部保健所感染症診査協議会 | 埼玉県春日部保健所 |
| 埼玉県草加保健所感染症診査協議会 | 埼玉県草加保健所 |
| 埼玉県鴻巣保健所感染症診査協議会 | 埼玉県鴻巣保健所 |
| 埼玉県東松山保健所感染症診査協議会 | 埼玉県東松山保健所 |
| 埼玉県坂戸保健所感染症診査協議会 | 埼玉県坂戸保健所 |
| 埼玉県狭山保健所感染症診査協議会 | 埼玉県狭山保健所 |
| 埼玉県加須保健所感染症診査協議会 | 埼玉県加須保健所 |

| | |
|------------------|----------|
| 埼玉県幸手保健所感染症診査協議会 | 埼玉県幸手保健所 |
| 埼玉県熊谷保健所感染症診査協議会 | 埼玉県熊谷保健所 |
| 埼玉県本庄保健所感染症診査協議会 | 埼玉県本庄保健所 |
| 埼玉県秩父保健所感染症診査協議会 | 埼玉県秩父保健所 |

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十三号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターの産科又は小児科において後期研修を受講する医師に対し、予算の範囲内において研修資金を貸与することにより、当該後期研修の受講を容易にし、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の県内の病院において産科又は小児科に勤務する医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「総合周産期母子医療センター」とは、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等の母体又は胎児において危険性が高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等を行うことができる施設として、知事が指定したものをいう。

2 この条例において「地域周産期母子医療センター」とは、周産期に係る比較的高度な医療を行うことができる施設として、知事が認定したものをいう。

3 この条例において「産科」とは、診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。

4 この条例において「小児科」とは、診療科名中に小児科を示す名称(これに類するものとして規則で定めるものを含む。)を有する診療科をいう。

5 この条例において「後期研修」とは、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第百八号)第一条第二号の規定により医師の専門性に関する認定

を受けた旨を広告することができ、病院において、当該認定に係る医師の専門性に関する資格の取得を目的として実施される研修をいう。

(貸与の対象者)

第三条 研修資金の貸与を受けることができる者は、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターの産科又は小児科において後期研修を受講する医師で、当該後期研修を修了した後、県内の病院において産科又は小児科に勤務することが確実であると認められるものとする。

(貸与の額)

第四条 研修資金の貸与の額は、月額二十万円以内において知事が定める額とする。

(貸与期間)

第五条 研修資金の貸与期間は、後期研修の期間以内において知事が定める期間とする。

(貸与の手續及び交付の方法)

第六条 研修資金の貸与の手續及び交付の方法は、規則で定める。

(貸与の取消し又は交付の停止)

第七条 知事は、研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。

- 一 第三条に規定する者でなくなったとき。
- 二 心身の故障のため、後期研修の受講の継続が困難と認められるに至ったとき。
- 三 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 四 その他研修資金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき。

(返還の方法)

第八条 貸与を受けた研修資金の返還の方法は、規則で定める。

(返還の債務の履行猶予)

第九条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間(第二号に該当する場合にあっては、三年以内において知事が定める期間)、研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- 一 県内の病院において産科又は小児科の医師として勤務しているとき。
- 二 後期研修を修了した後、引き続き別の病院において実施される産科又は小児科の研修を受講しているとき。

三 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

(返還の債務の当然免除)

第十条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が、後期研修を修了した後引き続き研修資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間、前条第一号の規定による勤務を引き続いてしたときは、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

2 知事は、研修資金の貸与を受けた者で前条第二号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けたものが、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて前項に規定する期間、同条第一号の規定による勤務を引き続いてしたときは、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

3 研修資金の貸与を受けた者が、前条第一号の規定による勤務をした期間に引き続いて同条第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受け、かつ、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて再び同条第一号の規定による勤務をすることとなった場合においては、その者を、先の勤務の期間と後の勤務の期間とを通じ、引き続き同号の規定による勤務をしている者とみなして前二項の規定を適用する。

(返還の債務の裁量免除)

第十一条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は第九条第一号の規定による勤務に起因する心身の故障のため当該勤務を継続することができなくなったときは、研修資金の返還の債務(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第十二条 研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年十四・五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 埼玉県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例(昭和五十年埼玉県条例第十三号)

二 埼玉県公的保健医療機関勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例(昭和五十四年埼玉県条例第十六号)

くず物取扱業に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十四号

くず物取扱業に関する条例を廃止する条例

くず物取扱業に関する条例(昭和二十三年埼玉県条例第二十六号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表中第九十九項を削り、第百項を第九十九項とし、第百一項から第百十項までを一項ずつ繰り上げる。

理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十五号

理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び衣服を清潔にし、白色又は薄く明るい色の」を「を清潔に保ち、清潔な」に改め、同条第四号中「白色又は薄く明るい色の」を削り、同条第五号中「第二十四条第一号」を「第二十五条第一号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第三条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。

第三条第六号を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。

第四条の見出し中「理容所以外の場所で業務」を「出張理容」に改め、同条中「昭和二十八年政令第二百三十二号」の下に「。第六条第一項において「政令」という。」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)

第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して

理容を行う場合

第四条に次の二号を加える。

三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合

四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

第四条の次に次の三条を加える。

(出張理容を行う場合の衛生上必要な措置)

第五条 法第六条の二ただし書の規定による理容所以外の場所における業(次条において「出張理容」という。)を行う理容師が講ずべき法第九条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置

(出張理容を行う場合の届出)

第六条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、政令第四条第一号又はこ

の条例第四条第三号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をしている者の当該届出に係る理容所が改正後の第三条第三号の規定に適合しない場合においては、当該理容所が増築され、又は改築されるまでの間は、当該理容所については、同号の規定は適用しない。

3 この条例の施行の日以後に出張理容を行おうとする理容師は、この条例の施行前においても、改正後の第六条第一項の規定の例により、知事に届け出ることができる。

4 この条例の施行前に前項の規定によりされた届出は、この条例の施行の日において改正後の第六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十六号

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び衣服を清潔にし、白色又は薄く明るい色の」を「を清潔に保ち、清潔な」に改め、同条第三号中「白色又は薄く明るい色の」を削り、同条第

四号中「第二十四条第一号」を「第二十五条第一号」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第三条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。

第三条第六号を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。

第四条の見出し中「美容所以外の場所で業務」を「出張美容」に改め、同条中「昭和三十三年政令第二百七十七号」の下に「。第六条第一項において「政令」という。」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)

第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して美容を行う場合

第四条に次の二号を加える。

三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合

四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

第四条の次に次の三条を加える。

(出張美容を行う場合の衛生上必要な措置)

第五条 法第七条ただし書の規定による美容所以外の場所における業(次条において「出張美容」という。)を行う美容師が講ずべき法第八条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置

(出張美容を行う場合の届出)

第六条 美容師は、出張美容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした美容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張美容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をしている者の当該届出に係る美容所が改正後の第三条第三号の規定に適合しない場合においては、当該美容所が増築され、又は改築されるまでの間は、当該美容所については、同号の規定は適用しない。

3 この条例の施行の日以後に出張美容を行おうとする美容師は、この条例の施行前においても、改正後の第六条第一項の規定の例により、知事に届け出ることができる。

4 この条例の施行前に前項の規定によりされた届出は、この条例の施行の日において改正後の第六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十七号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号イ(6)を次のように改める。

(6) 情報の提供及び報告

(一) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

(二) 販売食品等に関する健康被害(当該販売食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。)の情報を消費者から受けたとき、及び法に違反する販売食品等を確認したときは、速やか

に知事に報告すること。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四十六項第一号事務の欄中「薬事法施行令」を「及び薬事法施行令」に

改め、「及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において

「施行規則」という。)」を削り、同欄1中「第二十六条第三項ただし書」を「第

三十五条第三項ただし書」に改め、同欄9中「卸売一般販売業」を「卸売販売業」

に改め、「薬種商販売業」の下に「(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法

律第六十九号)附則第五条の規定により引き続き営む薬種商販売業をいう。以下この号において

法附則第八条の規定により引き続き営む薬種商販売業をいう。以下この号において

同じ。)」を加え、同欄10を削り、同欄11中「卸売一般販売業」を「卸売販売業」

に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を11とし、13を12とし、同欄14中「卸売一

般販売業者」を「卸売販売業者」に改め、「薬種商販売業」の下に「(薬種商販

売業を営む者をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同欄14を同欄13とし、

同欄15から17までを14から16までとし、同欄18中「卸売一般販売業者」を「卸売

販売業者」に改め、同欄18を同欄17とし、同欄19中「第七十二条の二」を「第七十

二条の二第一項」に改め、同欄19を同欄18とし、同欄20中「卸売一般販売業者」を

「卸売販売業者」に改め、同欄20を同欄19とし、同欄21中「卸売一般販売業者」を

「卸売販売業者、薬種商販売業者」に改め、同欄21を同欄20とし、同欄22から24

までを21から23までとし、同欄25中「卸売一般販売業者」を「卸売販売業者」に改

め、同欄25を同欄24とし、同欄26中「卸売一般販売業者」を「卸売販売業者」に改

め、同欄26を同欄25とし、同欄中27を26とし、28を27とし、同欄29中「9及び10」

を「及び9」に改め、同欄29を同欄28とし、同欄中30から36までを29から35までとし、同欄37中「第四十四条第一項」を「第四十四条」に、「卸売一般販売業」を「卸売販売業」に改め、同欄37を同欄36とし、同欄38を削り、同欄39中「卸売一般販売業」を「卸売販売業」に改め、同欄39を同欄37とし、同欄40中「卸売一般販売業」を「卸売販売業」に改め、同欄40を同欄38とし、同欄41を削り、同項第二号事務の欄中「施行規則及び」を「薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「施行規則」という。)及び」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例(平成十四年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「利用」を「実施」に改める。

第六条第一項中「、依頼試験」を削る。

第十五条第二項中「センターにおいて別表第二」を「依頼試験を依頼しようとする者及び別表第二二号の表」に、「同表」を「別表第二」に改める。

第十七条中「又は手数料」及び「、使用料については」を削り、同条第一号中「、依頼試験」を削り、同条に次の一項を加える。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、依頼試験を依頼した者又は試験成績書の複本等の交付を受けようとする者の責めに帰することができない理由により、依頼試験の実施又は試験成績書の複本等の交付ができない場合は、その全部又は一部を還付する。

別表第一第一号を次のように改める。

一 試験研究機器

| 種類 | 名 称 | 単 位 | 金 額 |
|-----------|-----------------------|-----|--------|
| 一 設計・加工機器 | イ 五軸マシニングセンタ | 一時間 | 三、〇一〇円 |
| | ロ マシニングセンタ | 一時間 | 一、八四〇円 |
| | ハ 高速立型加工機 | 一時間 | 三、六三〇円 |
| | ニ 立フライス盤 | 一時間 | 四一〇円 |
| | ホ 簡易NC旋盤 | 一時間 | 六五〇円 |
| | ヘ 旋盤 | 一時間 | 一六〇円 |
| | ト 平面研削盤 | 一時間 | 三四〇円 |
| | チ ラジアルボール盤 | 一時間 | 一一〇円 |
| | リ 帯のこ盤 | 一時間 | 一五〇円 |
| | ヌ 高圧油圧プレス機(一メガニュートン) | 一時間 | 四七〇円 |
| | ル 低圧油圧プレス機(二五キロニュートン) | 一時間 | 二九〇円 |
| | ライ オンプレートインゲ | 一時間 | 一、九九〇円 |
| | ワイ AGレーザ加工装置 | 一時間 | 二、二六〇円 |
| | カイ オン窒化装置 | 一時間 | 一、三三〇円 |
| | ヨ 二軸押出成形機 | 一時間 | 九二〇円 |
| | タ 射出型フローテスタ | 一時間 | 七九〇円 |
| | レ ショットプラスタ | 一時間 | 二七〇円 |
| | ソ サンドプラスタ | 一時間 | 一〇〇円 |
| | ツ 大型インクジェットプリンタ | 一時間 | 七〇円 |
| | ネ 自動トレースシステム | 一時間 | 二九〇円 |
| | ナ 光造形装置 | 一時間 | 二、四二〇円 |
| | ラ 角形シートマシン | 一時間 | 二四〇円 |
| | ム 製めん機 | 一時間 | 一〇〇円 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|--------|----------|-------|---------|----------|---------|-----------|------------|-------------|------|----------|---------|---------|----------|----------|----------|------------|---------|-------|--------|---------|--------|----------|
| ヤ | ク | オ | ノ | キ | ウ | ム | ラ | ナ | ネ | ツ | ソ | レ | タ | ヨ | カ | ワ | ヲ | ル | ヌ | リ | チ | ト | ヘ | ホ |
| エクステンソグラフ | 米粒食味計 | 振動式密度計 | 香氣成分測定装置 | レオメータ | 精密力量測定機 | クリープ試験装置 | ファリノグラフ | 動的粘弾性測定装置 | 食品用熱分析システム | カルフィッシャー水分計 | 熱膨張計 | ガス発生量測定機 | 接触角測定装置 | 色差計・光沢計 | 粒度分布測定装置 | メルトインデクサ | 混練抵抗測定装置 | 毛管式流動性測定装置 | 蛍光X線膜厚計 | 熱伝導率計 | 熱定数分析機 | 弾性率測定装置 | 形状測定装置 | 三次元デジタイザ |
| 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 |
| 一〇〇円 | 一一〇円 | 二〇〇円 | 三三〇円 | 六〇円 | 七〇円 | 二五〇円 | 一三〇円 | 三一〇円 | 三七〇円 | 六〇円 | 二四〇円 | 二〇〇円 | 一九〇円 | 二〇〇円 | 二五〇円 | 二二〇円 | 九六〇円 | 五八〇円 | 七一〇円 | 三二〇円 | 八二〇円 | 一、五〇〇円 | 二七〇円 | 七二〇円 |

六 試料調製機器

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|----------|--------|--------|--------------|----------------|--------|-------|----------|-------------|-------|-------|------|--------|-------|----------|----------|------------|-------|------|-------|----------|-------|-----------|
| ソ | レ | タ | ヨ | カ | ワ | ヲ | ル | ヌ | リ | チ | ト | ヘ | ホ | ニ | ハ | ロ | イ | ア | テ | エ | コ | フ | ケ | マ |
| 造粒機 | 粉砕機 | カッター式粉砕機 | ミル式粉砕機 | 試料粉砕装置 | 超微粒子粉砕機(食品用) | 超微粒子粉砕機(工業材料用) | 試験ロール機 | 恒温恒湿室 | 熱風循環式乾燥機 | 連続式ロータリーキルン | 炭化焼成炉 | マップル炉 | 電気炉 | 卓上電気炉 | 高温電気炉 | 窒素雰囲気焼戻炉 | 窒素雰囲気焼入炉 | チップ型電気泳動装置 | 光電光沢計 | 色差計 | 分光測色計 | 色彩分析システム | 発酵モニタ | ビスコアミログラフ |
| 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 |
| 一一〇円 | 七〇円 | 三六〇円 | 五二〇円 | 一一〇円 | 一三〇円 | 一三〇円 | 二〇〇円 | 六八〇円 | 一八〇円 | 四一〇円 | 四七〇円 | 三二〇円 | 一八〇円 | 一、三六〇円 | 五一〇円 | 三七〇円 | 六一〇円 | 九〇円 | 五〇円 | 一四〇円 | 一五〇円 | 一七〇円 | 一〇〇円 | 一四〇円 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|---|----------------------------|---|----------------------------|-------------------------|----------------------------|--------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|--|----------------------------|---|----------------------------|--|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|
| 二 材料試 験 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 強度試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立 体 形 状 試 験 の 圧 縮 試 験 | 一 試 料 一 項 目 | シ ー ト 状 試 料 の 強 度 試 験 | 一 試 料 一 項 目 | 固 体 試 料 の 強 度 試 験 | 一 試 料 一 項 目 | (15) X線回折装置による分 析 | 一 試 料 一 測 定 | (14) 熱分析装置による分析 | 一 試 料 一 測 定 | (13) 赤外分光光度計による 分析 | 一 試 料 一 測 定 | (12) イオンクロマトグラフ による分析 | 一 試 料 一 測 定 | (11) 液体クロマトグラフに よる分析 | 一 試 料 一 測 定 | (10) ガスクロマトグラフに よる分析 | 一 試 料 一 測 定 | (9) FT- NMR装 置による 分析 | 液 体 試 料 水 素 核 の 測 定 | 一 試 料 一 測 定 | 液 体 試 料 炭 素 核 ・ 水 素 核 二 次 元 の 測 定 | 一 試 料 一 測 定 | 固 体 試 料 炭 素 核 の 測 定 | 一 試 料 一 測 定 | マ ッ ピ ン グ | 一 試 料 一 測 定 | に よ る 分 析 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------|---|----------------------------|---|--|--|---|---|----------------------------|--------|----------------------------|--------|----------------------------|--------|----------------------------|------------------|----------------------------|--------|
| (5) 引 裂 強 さ 試 験 | (4) 硬 さ 試 験 | (3) 衝 撃 試 験 | (2) 万 能 材 料 試 験 機 に よ る 強 度 試 験 | 一 試 料 一 項 目 | 二 キ ロ ニ ュ ー ト ン の 試 験 機 に よ る も の | 一 〇 キ ロ ニ ュ ー ト ン の 試 験 機 に よ る も の | 二 〇 キ ロ ニ ュ ー ト ン の 試 験 機 に よ る も の | 一 〇 〇 キ ロ ニ ュ ー ト ン の 試 験 機 に よ る も の | 二 五 〇 キ ロ ニ ュ ー ト ン の 試 験 機 に よ る も の | 一 試 料 一 項 目 | 三、一〇〇円 | 一 試 料 一 項 目 | 三、七四〇円 | 一 試 料 一 項 目 | 二、九八〇円 | 一 試 料 一 項 目 | 七 八 〇 円 | 一 試 料 一 項 目 | 一、〇三〇円 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------------|-------------------|------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------------|--------------|-----------------|----------------|---------------|
| | | ハ 組織試験 | | | | | | | | | | ロ 物理試験 | |
| (3) 走査型電子顕微鏡による試験 | (2) レーザー顕微鏡による試験 | (1) 光学顕微鏡による試験 | | (8) 粒度分布試験 | (7) 防水度試験 | (6) 収縮率試験 | (5) 通気性試験 | (4) ピリング試験 | (3) 織度試験 | (2) 透湿度試験 | (1) 一般的な物理試験 | (7) 滑脱抵抗力試験 | (6) 摩擦強さ試験 |
| | | 前処理が不要なもの | 前処理が不要なもの | | | | | | | | | | |
| 一試料 一測定 | 一試料 一測定 | 一試料 一測定 | 一試料 一測定 | 一項目 | 一項目 | 一項目 | 一項目 | 一項目 | 一項目 | 一項目 | 一項目 | 一項目 | 一項目 |
| 六、五〇〇円 | 八、四八〇円 (一測定を増すごとに六三〇円を加える。) | 三、一七〇円 | 一、〇〇〇円 | 五、一〇〇円 | 七三〇円 | 七六〇円 | 七五〇円 | 八一〇円 | 五四〇円 | 二、四〇〇円 | 九七〇円 | 一、〇四〇円 | 八二〇円 |

| | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------------------|-------------------------------|----------|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| | | ホ 表面処理試験 | | ニ 耐候性試験 | | | | | |
| (3) 水噴霧試験 | (2) 被膜試験(耐酸、耐アルカリ、密着、ピンホール) | (1) 膜厚測定 | | (2) オゾン劣化試験機による試験 | (1) 人工気象室による試験 | (5) 溶解法による混用率試験 | (4) 走査型プローブ顕微鏡による試験 | 原子間力顕微鏡によるもの | トンネル顕微鏡によるもの |
| | | 蛍光X線式によるもの | 電解式によるもの | | | | | | |
| 一試料 一測定 | 一項目 一測定 | 一試料 一測定 | 一層 | 二四時間 | 二四時間 | 一試料 (二種類) 類以内 | 一試料 一測定 | 一試料 一測定 | 一試料 一測定 |
| 一、七八〇円 | 九二〇円 | 二、一一〇円 (一層を増すごとに三九〇円を加える。) | 五八〇円 | 八、四七〇円 (二四時間までを増すごとに四、四九〇円を加える。) | 六二、〇〇〇円 (二四時間までを増すごとに五八、二〇〇円を加える。) | 一、一九〇円 (二種類を増すごとに六四〇円を加える。) | 九、〇七〇円 (一測定を増すごとに六一〇円を加える。) | 一、〇四〇円 (一測定を増すごとに六一〇円を加える。) | 一二、三〇〇円 (一測定を増すごとに六一〇円を加える。) |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|---------------|----------------|--------|----------------|--------|---------------------|--------------------|---------------------|-----------------|----------------|------|
| 六 調製 | 試験片調製 | 五 官能試 験 | 四 微生物 試験 | 生菌数の測定 | ハ 非破壊 検査 | X線探傷検査 | (4) 電磁波妨害源探査装置による測定 | (3) シールドルームを使用する測定 | (2) 電磁波障害対策室を使用する測定 | (1) 電波暗室を使用する測定 | (9) ねじの測定 | |
| | | | | | | | (5) 硬さ試験片調製 | (4) 衝撃試験片調製 | (3) 引張試験片調製 | (2) 射出成形機による調製 | (1) 押出成形機による調製 | 一試料 |
| | | | | | | | 三〇分 | 三〇分 | 三〇分 | 一時間 | 一時間 | 一測定 |
| | | | | | | | 五七〇円 | 一、六八〇円 | 七九〇円 | 二、九二〇円 | 二、〇一〇円 | 二六〇円 |
| | | | | | | | 六、七〇〇円 | 一、四二〇円 | 六、八一〇円 | 八、八一〇円 | 一七、〇〇〇円 | 五二〇円 |

埼玉県条例第二十号
埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

平成二十一年三月三十一日
埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

埼玉県知事 上田清司

- この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 改正後の埼玉県産業技術総合センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった試験研究機器の利用の許可並びに依頼試験の実施及び試験成績書の複本等の交付について適用し、同日前に申請のあった試験研究機器及び依頼試験の利用の許可並びに試験成績書の複本等の交付については、なお従前の例による。

| 種 類 | 単 位 | 金 額 |
|---------------|-----|------|
| 試験成績書の複本 | 一枚 | 二六〇円 |
| 写真の焼増し又はカラー複写 | 一枚 | 三九〇円 |

備考 単位を一時間で定めているものにあつては一時間未満の端数があるときはこれを一時間として、三〇分で定めているものにあつては三〇分未満の端数があるときはこれを三〇分として算定する。

二 試験成績書の複本等

| | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|-----|--------|
| 七 立会試験 | 八 その他の依頼試験 | (9) 精密研磨器による調製 | 三〇分 | 二、五〇〇円 |
| | | (8) 工芸材料試験片調製 | 三〇分 | 一、〇五〇円 |
| | | (7) X線マイクロアナライザ試験片調製 | 三〇分 | 一、三〇〇円 |
| | | (6) 顕微鏡試験片調製 | 三〇分 | 七三〇円 |

埼玉県流域下水道設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県流域下水道設置条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県流域下水道設置条例(昭和四十九年埼玉県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二項の表に次のように加える。

利根川右岸流域下水道

本庄市

第二条 埼玉県流域下水道設置条例の一部を次のように改正する。

第二項の表利根川右岸流域下水道の項中「本庄市」の下に「並びに児玉郡美里町及び神川町」を加える。

第三条 埼玉県流域下水道設置条例の一部を次のように改正する。

第二項の表利根川右岸流域下水道の項中「及び神川町」を、「神川町及び上里町」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年七月一日から、第三条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

埼玉県議会事務局条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県議会事務局条例の一部を改正する条例

埼玉県議会事務局条例(昭和二十六年埼玉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号に次のように加える。

12 専門員

第三条第二号に次のように加える。

5 専門員

第三条第三号に次のように加える。

4 専門員

第十条の見出し中「主幹」を「主幹等」に改め、同条に次の一項を加える。

6 専門員は、上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

第十一条に次の一項を加える。

5 技能職員(一種)たる職員の専門員は、上司の命を受け、事務の補助及び自動車の運転の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。

第十二条に次の一項を加える。

4 技能職員(二種)たる職員の専門員は、上司の命を受け、守衛及び庁務の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十三号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一項中「七百九十五人」を「七百七十二人」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

| | | | | | | | |
|---------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 415,700 | | 382,700 | 429,300 | 325,900 | 387,300 | | |
| 416,500 | | 384,200 | 430,500 | 328,100 | 389,000 | 255,500 | 328,900 |
| | | 385,700 | 431,700 | 330,300 | 390,700 | 258,100 | 331,100 |
| 417,300 | | | | 332,500 | 392,400 | 260,700 | 333,300 |
| 418,100 | | 387,200 | 432,900 | | | 263,300 | 335,500 |
| 418,900 | | 388,600 | 434,000 | 334,700 | 394,100 | | |
| 419,700 | | 390,000 | 435,100 | 336,900 | 395,600 | 265,900 | 337,700 |
| | | 391,400 | 436,200 | 339,100 | 397,100 | 268,500 | 339,900 |
| 420,500 | | | | 341,300 | 398,600 | 271,100 | 342,100 |
| 421,000 | | 392,900 | 437,300 | | | 273,700 | 344,300 |
| 421,500 | | 394,200 | 438,400 | 343,500 | 400,100 | | |
| 422,000 | | 395,500 | 439,500 | 345,700 | 401,600 | 276,300 | 346,500 |
| | | 396,800 | 440,600 | 347,900 | 403,100 | 278,900 | 348,700 |
| 422,400 | | | | 350,100 | 404,600 | 281,500 | 350,900 |
| 422,900 | | 398,200 | 441,700 | | | 284,100 | 353,100 |
| 423,400 | | 399,300 | 442,500 | 352,100 | 406,100 | | |
| 423,900 | | 400,400 | 443,300 | 354,200 | 407,500 | 286,600 | 355,300 |
| | | 401,500 | 444,100 | 356,300 | 408,900 | 289,200 | 357,400 |
| 424,300 | | | | 358,400 | 410,300 | 291,700 | 359,500 |
| 424,800 | | 402,600 | 444,900 | | | 294,200 | 361,600 |
| 425,300 | | 403,700 | 445,500 | 360,400 | 411,700 | | |
| 425,800 | | 404,800 | 446,100 | 362,400 | 413,100 | 296,500 | 363,700 |
| | | 405,900 | 446,700 | 364,400 | 414,500 | 299,200 | 365,800 |
| 426,200 | | | | 366,400 | 415,900 | 301,900 | 367,900 |
| 426,700 | | 406,800 | 447,300 | | | 304,600 | 370,000 |
| 427,200 | | 407,800 | 447,900 | 368,400 | 417,300 | | |
| 427,700 | | 408,800 | 448,500 | 370,100 | 418,700 | 307,100 | 372,100 |
| | | 409,800 | 449,100 | 371,800 | 420,100 | 309,600 | 374,100 |
| 428,100 | | | | 373,500 | 421,500 | 312,100 | 376,100 |
| 428,600 | | 410,700 | 449,700 | | | 314,600 | 378,100 |
| 429,100 | | 411,600 | | 375,200 | 422,900 | | |
| 429,600 | | 412,500 | | 376,700 | 424,200 | 317,000 | 380,100 |
| | | 413,400 | | 378,200 | 425,500 | 319,200 | 381,900 |
| 430,000 | | | | 379,700 | 426,800 | 321,400 | 383,700 |
| 430,500 | | 414,100 | | | | 323,600 | 385,500 |
| 431,000 | | 414,900 | | 381,200 | 428,100 | | |

| | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|--|
| 385,500 | 343,300 | | 204,800 | 別表 第二中 | 431,500 | |
| 386,500 | 345,200 | 276,300 | 206,600 | | 431,900 | |
| 387,500 | 347,100 | 278,900 | 208,500 | | 432,400 | |
| | 349,000 | 281,500 | 210,400 | | 432,900 | |
| 388,400 | | 284,100 | 212,300 | | 433,400 | |
| 389,400 | 350,800 | | | | | |
| 390,400 | 352,600 | 286,600 | | | | |
| 391,400 | 354,400 | 289,200 | 214,000 | | | |
| | 356,200 | 291,700 | 216,000 | | | |
| 392,200 | | 294,200 | 218,000 | | | |
| 393,100 | 357,900 | | 220,000 | | | |
| 394,000 | 359,600 | 296,500 | | | | |
| 394,900 | 361,300 | 299,200 | 221,900 | | | |
| | 363,000 | 301,900 | 224,600 | | | |
| 395,900 | | 304,600 | 227,300 | | | |
| 396,700 | 364,700 | | 230,000 | | | |
| 397,500 | 366,100 | 307,100 | | | | |
| 398,300 | 367,500 | 309,600 | 232,800 | | | |
| | 368,900 | 312,100 | 235,700 | | | |
| 399,100 | | 314,600 | 238,600 | | | |
| 399,900 | 370,400 | | 241,500 | | | |
| 400,700 | 371,700 | 317,000 | | | | |
| 401,500 | 373,000 | 319,200 | 244,300 | | | |
| | 374,300 | 321,400 | 247,100 | | | |
| 402,200 | | 323,600 | 249,900 | | | |
| 402,900 | 375,700 | | 252,700 | | | |
| 403,600 | 376,800 | 325,900 | | | | |
| 404,300 | 377,900 | 328,100 | 255,500 | | | |
| | 379,000 | 330,300 | 258,100 | | | |
| 405,100 | | 332,500 | 260,700 | | | |
| 405,800 | 380,200 | | 263,300 | | | |
| 406,500 | 381,300 | 334,700 | | | | |
| 407,200 | 382,400 | 336,900 | 265,900 | | | |
| | 383,500 | 339,100 | 268,500 | | | |
| 407,700 | | 341,300 | 271,100 | | | |
| 408,300 | 384,500 | | 273,700 | | | |

| |
|---------|
| 2 級 |
| 給料月額 |
| 円 |
| 164,400 |
| 166,500 |
| 168,600 |
| 170,800 |
| 172,800 |
| 175,000 |
| 177,200 |
| 179,400 |
| 181,700 |
| 184,500 |
| 187,200 |
| 189,900 |
| 192,800 |
| 194,500 |
| 196,200 |
| 197,900 |
| 199,700 |
| 201,400 |
| 203,100 |

| | |
|---------|---------|
| 279,400 | 308,800 |
|---------|---------|

に改める。

| | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|---------|
| 276,300 | 368,100 | | | 276,000 | | 408,900 |
| 278,900 | 369,800 | 206,600 | 308,500 | | | 409,500 |
| 281,500 | 371,500 | 208,500 | 311,200 | | | |
| 284,100 | 373,200 | 210,400 | 313,900 | | | 409,900 |
| | | 212,300 | 316,600 | | | 410,500 |
| 286,600 | 374,900 | | | | | 411,100 |
| 289,200 | 376,400 | 214,000 | 319,300 | | | 411,700 |
| 291,700 | 377,900 | 216,000 | 321,700 | | | |
| 294,200 | 379,400 | 218,000 | 324,100 | | | 412,100 |
| | | 220,000 | 326,500 | | | 412,700 |
| 296,500 | 380,900 | | | | | 413,300 |
| 299,200 | 382,300 | 221,900 | 328,900 | | | 413,900 |
| 301,900 | 383,700 | 224,600 | 331,100 | | | |
| 304,600 | 385,100 | 227,300 | 333,300 | | | 414,300 |
| | | 230,000 | 335,500 | | | 414,900 |
| 307,100 | 386,500 | | | | | 415,500 |
| 309,600 | 387,800 | 232,800 | 337,700 | | | 416,100 |
| 312,100 | 389,100 | 235,700 | 339,800 | | | |
| 314,600 | 390,400 | 238,600 | 341,900 | | | 416,500 |
| | | 241,500 | 344,000 | | | 417,100 |
| 317,000 | 391,700 | | | | | 417,700 |
| 319,200 | 392,900 | 244,300 | 346,100 | | | 418,300 |
| 321,400 | 394,100 | 247,100 | 348,100 | | | |
| 323,600 | 395,300 | 249,900 | 350,100 | | | 418,700 |
| | | 252,700 | 352,100 | | | 419,300 |
| 325,900 | 396,500 | | | | | 419,900 |
| 328,100 | 397,700 | 255,500 | 354,100 | | | 420,500 |
| 330,300 | 398,900 | 258,100 | 355,900 | | | |
| 332,500 | 400,100 | 260,700 | 357,700 | | | 420,900 |
| | | 263,300 | 359,500 | | | 421,500 |
| 334,700 | 401,300 | | | | | 422,100 |
| 336,900 | 402,400 | 265,900 | 361,300 | | | 422,700 |
| 339,100 | 403,500 | 268,500 | 363,000 | | | |
| 341,300 | 404,600 | 271,100 | 364,700 | | | 423,100 |
| | | 273,700 | 366,400 | | | |
| 343,300 | 405,700 | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 409,500 | | 386,500 | 427,300 | 345,200 | 406,700 |
| | | | 387,500 | 427,800 | 347,100 | 407,700 |
| | 409,900 | | | | 349,000 | 408,700 |
| | 410,500 | | 388,400 | 428,300 | | |
| | 411,100 | | 389,400 | | 350,800 | 409,700 |
| | 411,700 | | 390,400 | | 352,600 | 410,500 |
| | | | 391,400 | | 354,400 | 411,300 |
| | 412,100 | | | | 356,200 | 412,100 |
| | 412,700 | | 392,200 | | | |
| | 413,300 | | 393,100 | | 357,900 | 412,900 |
| | 413,900 | | 394,000 | | 359,600 | 413,700 |
| | | | 394,900 | | 361,300 | 414,500 |
| | 414,300 | | | | 363,000 | 415,300 |
| | 414,900 | | 395,900 | | | |
| | 415,500 | | 396,700 | | 364,700 | 416,100 |
| | 416,100 | | 397,500 | | 366,100 | 416,800 |
| | | | 398,300 | | 367,500 | 417,500 |
| | 416,500 | | | | 368,900 | 418,200 |
| | 417,100 | | 399,100 | | | |
| | 417,700 | | 399,900 | | 370,400 | 418,900 |
| | 418,300 | | 400,700 | | 371,700 | 419,600 |
| | | | 401,500 | | 373,000 | 420,300 |
| | 418,700 | | | | 374,300 | 421,000 |
| | 419,300 | | 402,200 | | | |
| | 419,900 | | 402,900 | | 375,700 | 421,700 |
| | 420,500 | | 403,600 | | 376,800 | 422,300 |
| | | | 404,300 | | 377,900 | 422,900 |
| | 420,900 | | | | 379,000 | 423,400 |
| | 421,500 | | 405,100 | | | |
| | 422,100 | | 405,800 | | 380,200 | 423,900 |
| | 422,700 | | 406,500 | | 381,300 | 424,500 |
| | | | 407,200 | | 382,400 | 425,100 |
| | 423,100 | | | | 383,500 | 425,600 |
| | | | 407,700 | | | |
| | | | 408,300 | | 384,500 | 426,100 |
| | 276,000 | 303,700 | 408,900 | | 385,500 | 426,700 |

に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。
第三条第一項中「又は二級」を「二級又は特二級」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(教育委員会への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(人事委員会との協議)

4 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

| 学校種別 | 職員種別 | 県立高等学校及び市町村立高等学校(定時の課程) | 県立及び市町村立の特別支援学校 | 県立及び市町村立の中学校 | 市町村立小学校 |
|---|-------|-------------------------|-----------------|--------------|---------|
| 校長及び教員(副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。) | 八、〇四九 | 人 | 三、〇九一 | 一一、二八七 | 一九、二五〇 |
| その他の職員 | 一、六五五 | 人 | 四七〇 | 六〇二 | 一、二〇一 |

附則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、〇四九」とあるのは「八、一二五人」と、「一一、二八七人」とあるのは「一一、三九八人」とする。

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立寄居高等学校の項、埼玉県立上尾沼南高等学校の項及び埼玉県立鶴ヶ島高等学校の項を削る。

第三号の表埼玉県立盲学校の項中「埼玉県立盲学校」を「埼玉県立特別支援学校 埼玉一学園」に改め、同表埼玉県立大宮ろう学校の項中「埼玉県立大宮ろう学校」

を「埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園」に改め、同表埼玉県立坂戸ろう学学校の項中「埼玉県立坂戸ろう学学校」を「埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園」に改め、同表埼玉県立熊谷養護学校の項中「埼玉県立熊谷養護学校」を「埼玉県立熊谷特別支援学校」に改め、同表埼玉県立川越養護学校の項中「埼玉県立川越養護学校」を「埼玉県立川越特別支援学校」に改め、同表埼玉県立川口養護学校の項中「埼玉県立川口養護学校」を「埼玉県立川口特別支援学校」に改め、同表埼玉県立越谷養護学校の項中「埼玉県立越谷養護学校」を「埼玉県立越谷特別支援学校」に改め、同表埼玉県立和光養護学校の項中「埼玉県立和光養護学校」を「埼玉県立和光特別支援学校」に改め、同表埼玉県立蓮田養護学校の項中「埼玉県立蓮田養護学校」を「埼玉県立蓮田特別支援学校」に改め、同表埼玉県立行田養護学校の項中「埼玉県立行田養護学校」を「埼玉県立行田特別支援学校」に改め、同表埼玉県立春日部養護学校の項中「埼玉県立春日部養護学校」を「埼玉県立春日部特別支援学校」に改め、同表埼玉県立秩父養護学校の項中「埼玉県立秩父養護学校」を「埼玉県立秩父特別支援学校」に改め、同表埼玉県立所沢養護学校の項中「埼玉県立所沢養護学校」を「埼玉県立所沢特別支援学校」に改め、同表埼玉県立三郷養護学校の項中「埼玉県立三郷特別支援学校」に改め、同表埼玉県立本庄養護学校の項中「埼玉県立本庄養護学校」を「埼玉県立本庄特別支援学校」に改め、同表埼玉県立上尾養護学校の項中「埼玉県立上尾養護学校」を「埼玉県立上尾特別支援学校」に改め、同表埼玉県立東松山養護学校の項中「埼玉県立東松山養護学校」を「埼玉県立東松山特別支援学校」に改め、同表埼玉県立狭山養護学校の項中「埼玉県立狭山養護学校」を「埼玉県立狭山特別支援学校」に改め、同表埼玉県立浦和養護学校の項中「埼玉県立浦和養護学校」を「埼玉県立浦和特別支援学校」に改め、同表埼玉県立岩槻養護学校の項中「埼玉県立岩槻養護学校」を「埼玉県立岩槻特別支援学校」に改め、同表埼玉県立日高養護学校の項中「埼玉県立日高養護学校」を「埼玉県立日高特別支援学校」に改め、同表埼玉県立久喜養護学校の項中「埼玉県立久喜養護学校」を「埼玉県立久喜特別支援学校」に改め、同表埼玉県立大宮北養護学校の項中「埼玉県立大宮北養護学校」を「埼玉県立大宮北特別支援学校」に改め、同表埼玉県立越谷西養護学校の項中「埼玉県立越谷西養護学校」を「埼玉県立越谷西特別支援学校」に改め、同表埼玉県立宮代養護学校の項中「埼玉県立宮代養護学校」を「埼玉県立宮代特別支援学校」に改め、同表埼玉県立駒西養護学校の項中「埼玉県立駒西養護学校」を「埼玉県立駒西特別支援学校」に改め、同表埼玉

に改め、同表埼玉県立毛呂山養護学校の項中「埼玉県立毛呂山養護学校」を「埼玉県立毛呂山特別支援学校」に改め、同表埼玉県立川島ひばりが丘養護学校の項中「埼玉県立川島ひばりが丘養護学校」を「埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校」に改め、同表埼玉県立養護学校さいたま桜高等学園の項中「埼玉県立養護学校さいたま桜高等学園」を「埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園」に改め、同表埼玉県立養護学校羽生ふじ高等学園の項中「埼玉県立養護学校羽生ふじ高等学園」を「埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- (学校職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正)
- 2 学校職員の特務勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項第二号中「県立盲学校」を「県立特別支援学校塙保己一学園」に改める。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十七号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。
- 第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。
- 第四条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の項第三十八号の次に次の二号を加える。

- 三十八の二 認知機能検査員講習手数料
- 三十八の三 認知機能検査手数料

附則

1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第十号の表第一号の改正規定 平成二十一年四月一日

二 第一条中埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第七号の表第六号の次に二号を加える改正規定(第六号の二に係る部分に限る。)及び第二条中埼玉県証紙条例別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の項第三十八号の次に二号を加える改正規定(第三十八号の二に係る部分に限る。)並びに次項の規定 規則で定める日

2 平成二十一年五月三十一日までの間においては、第一条の規定による改正後の埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第七号の表第六号の二中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)による改正後の道路交通法」とする。

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する

事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一項第二号3、第三十九項2、第四十二項第二号2、第四十九項、第五十五項2、第五十九項第七号3、第八十五項第一号17、第八十九項9、第九十項9、第九十二項2、第九十四項第二号3及び第五号2、第九十五項2並びに第百項第九号9」を「第二十三項第二号3、第四十二項2、第四十六項第二号2、第五十四項、第六十項2、第六十四項第七号3、第九十二項第一号17、第九十六項9、第九十七項9、第百項第二号3及び第五号2、第百一項2並びに第百六項第九号9」に改め、同条の表第三号上欄中「第二十一項第二号3」を「第二十三項第二号3」に改め、同表第四号上欄中「第三十九項2」を「第四十二項2」に改め、同表第五号上欄中「第四十二項第二号2」を「第四十六項第二号2」に改め、同表第六号上欄中「第四十九項」を「第五十四項」に改め、同表第七号上欄中「第五十五項2」を「第六十項2」に改め、同表第八号上欄中「第五十九項第七号3」を「第六十四項第七号3」に改め、同表第九号上欄中「第八十五項第一号17」を「第九十二項第一号17」に改め、同表第十号上欄中「第八十九項9」を「第九十六項9」に改め、同表第十一号上欄中「第九十項9」を「第九十七項9」に改め、同表第十二号を削り、同表第十三号上欄中「第九十四項第二号3」を「第百項第二号3」に改め、同表第十四号上欄中「第九十四項第五号2」を「第百項第五号2」に改め、同表第十三号とし、同表第十五号上欄中「第九十五項2」を「第百一項2」に改め、同表第十四号とし、同表第十六号上欄中「第百項第九号9」を「第百六項第九号9」に改め、同表第十五号とし、同表第十七号上欄中「第百項第十号11」を「第百六項第十号11」に改め、同表第十六号とする。

第二条中「第二十八項」を「第三十一項」に改める。

第三条中「第三十項第四号及び第五号」を「第三十三項第五号及び第六号」に改める。

第四条中「第百項第一号6及び7、」を「第百六項第一号6及び7、」に、「第六号10及び11」を「第六号13及び14」に改め、同条の表第一号上欄中「第百項第一号6」を「第百六項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「第百項第二号6」を「第百六項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「第百項第三号7」を「第百六項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「第百項第四号7」を「第百六項第四号7」

に改め、同表第五号上欄中「第百項第五号6」を「第百六項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「第百項第六号10及び11」を「第百六項第六号13及び14」に改め、同表第七号上欄中「第百項第十一号」を「第百六項第十一号」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十九号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則

(再生可能エネルギー)

第一条 埼玉県地球温暖化対策推進条例(平成二十一年埼玉県条例第 号。以下「条例」という。)第二条第五号の規則で定めるエネルギーは、次に掲げるものとする。

- 一 太陽熱
- 二 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができ、(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を熱源とする熱
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を熱源とする熱以外のエネルギーであって、知事が別に定めるもの

(特定事業者)

第二条 条例第十二条第一項の規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。

- 一 県内に設置しているすべての事業所(当該事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、当該事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る事業所を含む。)における燃料(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第二項に規定する燃料をいう。)並びに熱(同条第一項に規定する熱をいう。)及び電気(同項に規定する電気

をいう。)の年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条の規定により原油の数量に換算した量を合算したものが千五百キロリットル以上である事業者

二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗であって、同条第一項に規定する店舗面積が一万平方米以上であるものを県内に設置している事業者

(地球温暖化対策計画の作成等)

第三条 条例第十二条第一項の規定による地球温暖化対策計画の作成は、前条第一号に掲げる事業者にあつては同号に規定する事業者に該当した年度の翌年度に、同条第二号に掲げる事業者にあつては四月一日において同号に規定する事業者に該当する年度にしなければならない。

2 条例第十二条第一項前段の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の規定により地球温暖化対策計画を作成しなければならない年度の七月三十一日まで(様式第一号の地球温暖化対策計画作成(変更)報告書に添付してしなければならない)。

3 条例第十二条第一項後段の規定による変更後の地球温暖化対策計画の提出は、当該変更をした日から三十日以内に様式第一号の地球温暖化対策計画作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

4 条例第十二条第一項の規則で定める軽微な変更は、温室効果ガスの排出に影響のない事項に係る変更とする。

(約款の定めに係る温室効果ガスの排出に関する事項)

第四条 条例第十二条第二項の規則で定める事項は、次のいずれかとする。

- 一 温室効果ガスの排出に関する本部事業者の加盟者に対する指導又は助言に係る事項
- 二 温室効果ガスの排出に関する本部事業者及び加盟者の連携に係る事項
- 三 本部事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書(第一号又は前号に掲げる事項に係る定めを含むものに限る。)の遵守に係る事項
- 四 本部事業者が定めた環境方針又は行動規範(第一号又は第二号に掲げる事項に係る定めを含むものに限る。)の遵守に係る事項
- 五 本部事業者が定めた手引書(温室効果ガスの排出を抑制するための措置に係る定めを含むものに限る。)の遵守に係る事項

(任意の地球温暖化対策計画の提出等)

第五条 条例第十三条第一項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、様式第一号の地球温暖化対策計画作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

2 第三条第三項及び第四項の規定は、条例第十三条第二項の規定による変更後の地球温暖化対策計画の提出について準用する。

3 条例第十三条第三項の規定による地球温暖化対策計画の廃止の報告は、当該廃止をした日から三十日以内に様式第二号の地球温暖化対策計画廃止報告書によりしなければならない。

(地球温暖化対策実施状況報告書の提出)

第六条 条例第十四条の規定による地球温暖化対策実施状況報告書の提出は、地球温暖化対策計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までに様式第三号の地球温暖化対策実施状況報告書によりしなければならない。

(地球温暖化対策計画等の公表)

第七条 条例第十五条第一項の規定による地球温暖化対策計画又は地球温暖化対策実施状況報告書の公表は、インターネットの利用、事業所における備置きその他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により、当該地球温暖化対策計画又は地球温暖化対策実施状況報告書を提出した年度の翌年度の七月三十一日までしなければならない。

2 条例第十五条第二項の規定による地球温暖化対策計画又は地球温暖化対策実施状況報告書の公表は、次に掲げる方法により、当該地球温暖化対策計画又は地球温暖化対策実施状況報告書が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日までとする。

一 インターネットの利用

二 埼玉県環境部温暖化対策課における備置き

(地球温暖化対策推進者の選任等)

第八条 条例第十六条第一項の規定による地球温暖化対策推進者の選任は、地球温暖化対策計画を作成し、又は変更する権限を有する者からしなければならない。

2 条例第十六条第二項の規定による届出は、選任又は解任をした日から三十日以内に様式第四号の地球温暖化対策推進者選任・解任届出書によりしなければならない。

(特定建築物)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める規模は、新築の場合にあっては床面積

の合計が二千平方メートル、増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る床面積の合計が二千平方メートルとする。

(特定建築物環境配慮計画の作成等)

第十条 条例第二十条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画の作成は、様式第五号の特定建築物環境配慮計画書によりしなければならない。

2 条例第二十条第一項前段の規定による特定建築物環境配慮計画の提出は、当該特定建築物環境配慮計画に係る工事の着手の予定の日の二十一日前までにしなければならない。

3 条例第二十条第一項後段の規定による変更後の特定建築物環境配慮計画の提出は、様式第六号の特定建築物環境配慮変更計画書により、当該変更に係る工事の着手の予定の日の十五日前までにしなければならない。

4 条例第二十条第一項の規則で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当するものとする。

一 床面積の変更を伴わない変更

二 外壁、窓等を通しての熱の損失の値の変化を伴わない変更

三 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置の変更を伴わない変更

(特定建築物の工事の完了の届出)

第十一条 条例第二十一条の規定による工事の完了の届出は、当該工事が完了した日から十五日以内に様式第七号の特定建築物工事完了届出書によりしなければならない。

(特定建築物環境配慮計画等の公表)

第十二条 条例第二十二条の規定による特定建築物環境配慮計画又は工事の完了の届出の公表は、次に掲げる方法により、当該特定建築物環境配慮計画又は工事の完了の届出が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日までとするものとする。

一 インターネットの利用

二 埼玉県環境部温暖化対策課における備置き

(自動車販売業者の説明事項)

第十三条 条例第二十五条第一項の規則で定める事項は、エコドライブに関する事項とする。

(低燃費車の導入)

第十四条 条例第二十八条の規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和二十六

年法律第百八十五号)第三条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪のものを除く。)とする。

2 条例第二十八条の規則で定める台数は、二百台とする。

3 知事は、条例第二十八条の規定により期限及び割合を定めたときは、埼玉県報に告示するものとする。

(自動車地球温暖化対策計画作成事業者)

第十五条 条例第三十条第一項の規則で定める自動車は、道路運送車両法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪のものを除く。)とする。

2 条例第三十条第一項の規則で定める台数は、三十台とする。

(自動車地球温暖化対策計画の作成等)

第十六条 条例第三十条第一項の規定による自動車地球温暖化対策計画の作成は、四月一日において同項に規定する事業者に該当する年度(既に提出した自動車地球温暖化対策計画の計画期間内の年度を除く。)にしなければならない。

2 条例第三十条第一項前段の規定による自動車地球温暖化対策計画の提出は、前項の規定により自動車地球温暖化対策計画を作成しなければならない年度の七月三十一日までに様式第八号の自動車地球温暖化対策計画作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

3 条例第三十条第一項後段の規定による変更後の自動車地球温暖化対策計画の提出は、当該変更をした日から三十日以内に様式第八号の自動車地球温暖化対策計画作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

4 条例第三十条第一項の規則で定める軽微な変更は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出に影響のない事項に係る変更とする。

(任意の自動車地球温暖化対策計画の提出等)

第十七条 条例第三十一条第一項の規定による自動車地球温暖化対策計画の提出は、様式第八号の自動車地球温暖化対策計画作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、条例第三十一条第二項の規定による変更後の自動車地球温暖化対策計画の提出について準用する。

3 条例第三十一条第三項の規定による自動車地球温暖化対策計画の廃止の報告は、当該廃止をした日から三十日以内に様式第九号の自動車地球温暖化対策計画廃止報告書によりしなければならない。

(自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出)

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出は、毎年度七月三十一日までに様式第十号の自動車地球温暖化対策実施状況報告書によりしなければならない。

(エコドライブ推進者の選任等)

第十九条 条例第三十三条第一項の規定によるエコドライブ推進者の選任は、当該事業者が使用する自動車の管理を統括する者からしなければならない。

2 条例第三十三条第二項の規定による届出は、選任又は解任をした日から三十日以内に様式第十一号のエコドライブ推進者選任・解任届出書によりしなければならない。

(大規模荷主)

第二十条 条例第三十四条の規則で定める事業所は、その主たる事業が、平成二十一年総務省告示第百七十五号(統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属するものとする。

一 大分類C—鉱業、採石業、砂利採取業

二 大分類D—建設業

三 大分類E—製造業

四 大分類H—運輸業、郵便業(中分類四七—倉庫業に限る。)

五 大分類I—卸売業、小売業

2 条例第三十四条の規則で定める規模は、従業員(期間を定めずに雇用されている者、一箇月を超える期間を定めて雇用されている者及び過去二箇月間のいずれの月においても十八日以上雇用されている者をいう。第二十二条において同じ。)の数が三百人とする。

(大規模集客施設)

第二十一条 条例第三十五条の規則で定める集客施設は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は場外勝馬投票券発売所の用途に供する建築物とする。

2 条例第三十五条の規則で定める規模は、前項に規定する用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方米メートルとする。

(家用自動車通勤者が多数の事業所)

第二十二条 条例第三十六条の規則で定める規模は、従業員の数が三百人とする。

2 条例第三十六条の規則で定める割合は、家用自動車により通勤する従業員の全従業員に対する割合が五十パーセントとする。

(自動車地球温暖化対策実施方針の作成等)

第二十三条 条例第三十四条から第三十六条までの規定による自動車地球温暖化対策実施方針の作成は、四月一日においてこれらの規定に規定する事業者が該当する年度(既に提出した自動車地球温暖化対策実施方針の対象期間内の年度を除く。)にしなければならない。

2 条例第三十四条前段、第三十五条前段及び第三十六条前段の規定による自動車地球温暖化対策実施方針の提出は、前項の規定により自動車地球温暖化対策実施方針を作成しなければならない年度の七月三十一日までに様式第十二号の自動車地球温暖化対策実施方針作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

3 条例第三十四条後段、第三十五条後段及び第三十六条後段の規定による変更後の自動車地球温暖化対策実施方針の提出は、当該変更をした日から三十日以内に様式第十二号の自動車地球温暖化対策実施方針作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

(自動車地球温暖化対策計画等の公表)

第二十四条 条例第三十八条の規定による自動車地球温暖化対策計画又は自動車地球温暖化対策実施状況報告書の公表は、次に掲げる方法により、当該自動車地球温暖化対策計画又は自動車地球温暖化対策実施状況報告書が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日までのものとする。

一 インターネットの利用

二 埼玉県環境部青空再生課及び各環境管理事務所(環境管理事務所にあつては、所管区域内の事業者に係るものに限る。)における備置き

2 条例第三十八条の規定による自動車地球温暖化対策実施方針の公表は、次に掲げる方法により、当該自動車地球温暖化対策実施方針が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して三年を経過する日までのものとする。

一 インターネットの利用

二 埼玉県環境部青空再生課における備置き
(電気機器等)

第二十五条 条例第四十一条第一項の規則で定める電気機器等は、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号(エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置を定めた件。第二十七条各号において「経済産業省告示」

という。)に定める機械器具とする。

(特定電気機器等販売事業者)

第二十六条 条例第四十一条第一項の規則で定める温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等は、次に掲げるものとする。

一 エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号。以下この項において「省エネ法施行令」という。)第二十一条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹き形でウインド形又はウォール形のもの及び直吹き形で壁掛け形のものという。)

二 テレビジョン受信機(省エネ法施行令第二十一条第四号に掲げるテレビジョン受信機をいう。)

三 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第二十一条第十号に掲げる電気冷蔵庫をいう。)

2 条例第四十一条第一項の規則で定める台数は、五台とする。

(省エネラベル)

第二十七条 条例第四十一条第一項の規則で定める表示は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

一 エアコンディショナー 経済産業省告示1-2(4)の別に定める様式

二 テレビジョン受信機 経済産業省告示3-2(4)の別に定める様式

三 電気冷蔵庫 経済産業省告示7-2(4)の別に定める様式

(省エネルギー性能説明推進者の選任等)

第二十八条 条例第四十二条第一項の規則で定める規模は、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が一平方メートルとする。

2 条例第四十二条第一項の規定による選任は、前項に規定する規模以上の店舗ごとに、その販売員を指導するために必要な電気機器等の販売に関する実務経験及び電気機器等の省エネルギー性能に関する十分な知識を有する者又は知事が適当と認める講習を修了した者からしなければならない。

3 条例第四十二条第二項の規定による届出は、選任又は解任をした日から三十日以内に様式第十三号の省エネルギー性能説明推進者選任・解任届出書によりしなければならない。

(適用除外)

第二十九条 条例第五十三条の規定により適用しないこととする条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | |
|-------|---------------|
| 市町村 | 条例の規定 |
| さいたま市 | 第四章 |
| 川越市 | 第四章及び第四十一条第一項 |

(身分証明書)

第三十条 条例第五十五条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第十四号のとおりとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条から第十二条まで及び第二十五条から第二十九条までの規定 平成二十一年十月一日

二 第二条から第八条まで、第十四条から第十九条まで、第二十四条第一項及び附則第三項の規定 平成二十二年四月一日

(経過措置)

2 平成二十一年度における自動車地球温暖化対策実施方針の提出に係る第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。

(埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部改正)

3 埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉規則第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 環境への負荷の低減」を「第三章 廃棄物の発生抑制、循環的利用等」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 廃棄物の発生抑制、循環的利用等

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

第六条中「当該年度の」を削る。

第七条第一項中「に規定する」を「の規定による処理計画の作成は、前条の規定により多量排出事業者に該当する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)にしなければならない。この場合において、当該」に改める。

第二十三条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「二酸化炭素及び」を削り、同条第三項中「とし、前項の二酸化炭素の量は知事が定める燃料消費率から求める方法により算定した値」を削る。

第八十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 削除

「(あて先)

様式第四十七号中

埼玉県 埼玉県知事 埼玉県 環境管理事務所長

「(あて先)

埼玉県 環境管理事務所

「(あて先)

| | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--|--|
| 埼玉県生活環境保全条例第85条第1項施行規則第2号に規定する事業者 | 埼玉県生活環境保全条例第85条第1項施行規則第2号に規定する事業者 | | |
| 埼玉県生活環境保全条例第85条第1項施行規則第3号に規定する事業者 | 埼玉県生活環境保全条例第85条第1項施行規則第3号に規定する事業者 | | |

を

に改める。

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| 埼玉県生活環境保全条例第85条第1項施行規則第2号に規定する事業者 | | |
|-----------------------------------|--|--|

様式第1号(第3条、第5条関係)

地球温暖化対策計画作成(変更)報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

提出者

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

〔個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印)〕
電話番号

年度の地球温暖化対策計画を作成(変更)したので、埼玉県地球温暖化

対策推進条例第12条第1項前段(後段)の規定により、別添のとおり提出します。

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 業 種 名 | 番 号 | 燃 料 等 使 用 量 (店 舗 面 積) 前年度の燃料等使用量の原油換算の合計量 (大規模小売店舗の場合は、店舗面積 kℓ/年 ㎡) |
| | | |
| 自動車地球温暖化対策計画等との関係 埼玉県地球温暖化対策推進条例第37条第1項第 号該当 | | |
| 連 絡 先 | 所 属 部 署 職 氏 名 電 話 番 号 | |
| ※ 受 付 年 月 日 | 年 月 日 | ※ 整理番号 |
| ※ 備 考 | | |

- 注
- 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、○で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。
 - 2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に掲げる中分類の該当するものを記載すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第2号(第5条関係)

地球温暖化対策計画廃止報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

報告者

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

〔個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印)〕
電話番号

年 月 日付けで提出した地球温暖化対策計画を廃止したので、埼

玉県地球温暖化対策推進条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 廃 止 の 理 由 | 所 属 部 署 職 氏 名 電 話 番 号 |
| 連 絡 先 | |
| ※ 受 付 年 月 日 | 年 月 日 |
| ※ 備 考 | ※ 整理番号 |

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第3号(第6条関係)

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地

名称
 代表者の氏名
 〔個人事業者にあつては、住所
 及び氏名(自署又は記名押印)〕
 電話番号
 ㊸

年度の地球温暖化対策計画に基づく措置の実施の状況について、埼玉県地球温暖化対策推進条例第14条の規定により、次のとおり提出します。

| | | |
|------------------------------------|----------------------|----------------------------------|
| 業 種 名 | 番 号 | |
| 燃料等使用量の 原油換算合計量 | | k0/年 |
| 温室効果ガス (CO ₂ 換算)総排出量 | | t-CO ₂ /年 |
| 温室効果ガスの排 出の抑制等に関す る措置の実施状況 | | |
| 自動車地球温暖化 対策実施状況 報告書との関係 | | 埼玉県地球温暖化対策推進条例 第37条第2項に該当の有・無 |
| 連 絡 先 | 所属部署 職・氏名 電話番号 | |
| ※受付年月日 | 年 月 日 | ※整理番号 |
| ※備考 | | |

注 1 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に掲げる中分類の該当するものを記載すること。
 2 燃料等使用量の原油換算合計量及び温室効果ガス(CO₂換算)総排出量に係る算出資料を添付すること。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第4号(第8条関係)

地球温暖化対策推進者選任・解任届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

届出者 主たる事務所の所在地

名称
 代表者の氏名
 〔個人事業者にあつては、住所
 及び氏名(自署又は記名押印)〕
 電話番号
 ㊸

地球温暖化対策推進者を選任・解任したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 選任・解任 | 所属部署名 | 氏名 | 電話番号 | 選任・解任年月日 |
|-------|-------|----|------|----------|
| 選任 | | | | |
| 解任 | | | | |

様式第5号(第10条関係)

特定建築物環境配慮計画書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地

代表者の氏名
 〔個人事業者にあつては、住所
 及び氏名(自署又は記名押印)〕
 電話番号

㊦

特定建築物環境配慮計画を作成したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第20条第1項前段の規定により、次のとおり提出します。

| | | | |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 建築物の名称及び所在地 | フリガナ 名称 所在地 | | |
| | <input type="checkbox"/> 新築 | <input type="checkbox"/> 増築 | <input type="checkbox"/> 改築 |
| 建築物の概要 | 床面積の合計 | 新築等に係る部分 (㎡) | その他の部分 (㎡) 合計 (㎡) |
| | 構造 | | |
| 高さ及び階数 | () m (地上 | 階、地下 | 階) |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | | |
| 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | | |
| 環境性能評価結果 | 別添のとおり | | |
| 再生可能エネルギー利用設備の導入検討結果 | 別添のとおり | | |
| 設計者 | 設計会社名 | 電話番号 | |
| | 設計者氏名 | 住所 | |
| ※受付処理欄 | ※受付年月日 | 年 月 日 | ※備考 |
| | ※整理番号 | | |

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第6号(第10条関係)

特定建築物環境配慮変更計画書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地

代表者の氏名
 〔個人事業者にあつては、住所
 及び氏名(自署又は記名押印)〕
 電話番号

㊦

特定建築物環境配慮計画を変更したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第20条第1項後段の規定により、次のとおり提出します。

| | | | |
|----------------------|--------|-------|-----|
| 特定建築物環境配慮計画提出年月日 | 年 月 日 | | |
| 変更内容 | 変更前後 | | |
| 変更の理由 | | | |
| 変更工事着手予定年月日 | 年 月 日 | | |
| 変更工事完了予定年月日 | 年 月 日 | | |
| 環境性能評価結果 | 別添のとおり | | |
| 再生可能エネルギー利用設備の導入検討結果 | 別添のとおり | | |
| 設計者 | 設計会社名 | 電話番号 | |
| | 設計者氏名 | 住所 | |
| ※受付処理欄 | ※受付年月日 | 年 月 日 | ※備考 |
| | ※整理番号 | | |

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第7号(第11条関係)

特定建築物工完了届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

【個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印)】

㊦

電話番号

特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|------------------|-------------------|-------|
| 建築物の名称及び所在地 | フリガナ 名称 所在地 | 年 月 日 |
| 特定建築物環境配慮計画提出年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工 事 完 了 年 月 日 | ※受付年月日 | ※備考 |
| | 年 月 日 | |
| | ※整理番号 | |
| ※受付処理欄 | | |

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第8号(第16条、第17条関係)

自動車地球温暖化対策計画作成(変更)報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務局長

提出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

【個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印)】

㊦

電話番号

自動車地球温暖化対策計画を作成(変更)したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第30条第1項前段(後段)の規定により、別添のとおり提出します。

| | | |
|-------------|--------------|-------|
| 事業の概要 | 業 種 名 | 番 号 |
| | 使用する自動車の台数 | |
| 変更の概要 | 従 業 員 数 | |
| | 変 更 年 月 日 | |
| 変更の場合 | 変 更 の 理 由 | |
| | | |
| 連絡先 | 所属部署 | |
| | 職・氏名 電話番号 | |
| ※ 受 付 年 月 日 | 年 月 日 | ※整理番号 |
| ※ 備 考 | | |

注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、○で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。

2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に掲げる中分類の該当するものを記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第9号(第17条関係)

自動車地球温暖化対策計画廃止報告書

年 月 日

(あて先)
埼玉県 環境管理事務所長

報告者 主たる事務所の所在地

名称
代表者の氏名
〔個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印)〕
電話番号
㊦

年 月 日付けで提出した自動車地球温暖化対策計画を廃止したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第31条第3項の規定により、次のとおり報告します。

| | | | |
|--------|----------------------|-------|--|
| 廃止の理由 | | | |
| 連絡先 | 所属部署 職・氏名 電話番号 | | |
| ※受付年月日 | 年 月 日 | ※整理番号 | |
| ※備考 | | | |

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第10号(第18条関係)

自動車地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

(あて先)
埼玉県 環境管理事務所長

提出者 主たる事務所の所在地

名称
代表者の氏名
〔個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印)〕
電話番号
㊦

自動車地球温暖化対策計画に基づく 年度の措置の実施の状況について、埼玉県地球温暖化対策推進条例第32条第1項の規定により、次のとおり提出します。

| 事業の概要 | 業種名 | 台数 | 番号 |
|-------------------------|----------------------|-------|----|
| | 従業員数 | | |
| 事業所別の自動車の状況 | | | |
| 自動車の運行に伴い排出される二酸化炭素の量 | | | |
| 自動車地球温暖化対策計画に基づく措置の実施状況 | | | |
| 低燃費車の導入状況 | | | |
| 連絡先 | 所属部署 職・氏名 電話番号 | | |
| ※受付年月日 | 年 月 日 | ※整理番号 | |
| ※備考 | | | |

注 1 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に掲げる中分類の該当するものを記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第11号(第19条関係)

エコドライブ推進者選任・解任届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊦

〔個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印)〕

電話番号

エコドライブ推進者を選任・解任したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例
第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|----|-------|----|------|--------------|
| 選任 | 所属部署名 | 氏名 | 電話番号 | 選任・解任 年月日 |
| 解任 | | | | |

様式第12号(第23条関係)

自動車地球温暖化対策実施方針作成(変更)報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊦

〔個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印)〕

電話番号

自動車地球温暖化対策実施方針を作成(変更)したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例

第34条前段(後段)

第35条前段(後段)の規定により、別添のとおり提出します。

第36条前段(後段)

| 業種名 | 番号 | 対象となる事業所等の名称 | 対象となる事業所等の所在地 | 変更の場 合 | |
|------|-------|----------------------|---------------|-----------|-------|
| | | | | 変更年月日 | 変更の理由 |
| | | | | | |
| 連絡先 | | 所属部署 職・氏名 電話番号 | | | |
| ※ | 受付年月日 | 年 月 日 | ※ | 整理番号 | |
| ※ 備考 | | | | | |

注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、○で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。

2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に掲げる中分類の該当するものを記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第13号(第28条関係)

省エネルギー性能説明推進者選任・解任届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

〔 個人事業者にあつては、住所
及び氏名(自署又は記名押印) 〕

㊦

電話番号

省エネルギー性能説明推進者を選任・解任したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第

42条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 選任・解任の別 | 店 舗 名 | 氏 名 | 店 舗 所 在 地 電 話 番 号 | 選任・解任 年 月 日 |
|---------|-------|-----|----------------------|----------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注 欄が不足する場合は、別紙に記載し、併せて提出すること。

様式第14号(第30条関係)

(表 面)

| | |
|--|----------------------|
| <p>写 真</p> | <p>第 号 年 月 日</p> |
| <p>所属・職名 氏名 有効期限</p> | |
| <p>上記の者は、埼玉県地球温暖化対策推進条例第55条第1項の 規定により立入検査等をする職員であることを証明する。</p> | |
| <p>埼玉県知事 ㊦</p> | |
| <p>8 cm</p> | <p>6 cm</p> |
| <p>(裏 面)</p> | |

埼玉県地球温暖化対策推進条例(抜粋)

(立入検査等)

第55条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業者、特定建築主、自動車の販売業者、第30条第1項に規定する事業者、大規模荷主、大規模集客施設事業者、第36条に規定する事業者又は特定電気機器等販売事業者の事業所その他必要な場所(特定事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、当該特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所を含む。)に立ち入り、機械、設備、自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。ただし、特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(物告)

第56条 知事は、事業者又は特定建築主が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう催告することができる。

(11) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則

(小児科を示す名称)

第一条 埼玉県後期研修医研修資金貸与条例(平成二十一年埼玉県条例第十三号。以下「条例」という。)第二条第四項に規定する規則で定める名称は、新生児及び児童とする。

び児童とする。

(申請手続)

第二条 条例の規定により研修資金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合

イ 様式第一号の後期研修医研修資金貸与申請書(新規)

ロ 様式第二号の後期研修医研修資金貸与申請書

二 前年度と同一の総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターの産科又は小児科において引き続き後期研修を受講し、貸与を受けようとする場合

イ 様式第三号の後期研修医研修資金貸与申請書(継続)

ロ 様式第二号の後期研修医研修資金貸与申請書

2 前項第一号に該当する場合は、連帯保証人二人を立てなければならない。(貸与の決定)

第三条 知事は、前条の書類の提出があったときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、貸与すると決定したときは貸与する研修資金の額及び貸与期間を、貸与しないと決定したときはその旨を本人に通知するものとする。

(交付の方法)

第四条 研修資金は、毎月当月分を交付する。ただし、特別の理由があるときは、あらかじめ二月分又は三月分を交付することができる。

(辞退等の届出)

第五条 研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が、後期研修を受講を辞退し、若しくは中断し、又は研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターから、後期研修を受講を中止し、又は中断することを命ぜられたときも、同様とする。

(交付の停止)

第六条 知事は、研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が後期研修を受講を中断し、又は中断することを命ぜられたときは、中断し、又は中断することを命ぜられた日の属する月の翌月分から後期研修を受講を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を行わないものとする。

(返還の方法)

第七条 貸与を受けた研修資金は、当該研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月の一日から起算して一月以内に、一時に返還しなければならない。

一 条例第七条の規定により研修資金の貸与の決定を取り消されたとき。

二 後期研修を修了した後、引き続き県内の病院における産科又は小児科の医師としての勤務をしなかつたとき。

三 条例第九条第二号の規定による履行猶予を受けた者が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて県内の病院における産科又は小児科の医師としての勤務をしなかつたとき。

四 条例第十条第一項又は第二項の規定による返還の債務の免除を受ける前に、県内の病院における産科又は小児科の医師としての勤務をしなかつたとき。

(返還の債務の裁量免除額等)

第八条 条例第十一条の規定により免除することができる返還の債務の額は、県内の病院における産科又は小児科の医師としての勤務期間を研修資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値(この数値に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を研修資金の返還の債務の額(履行期が到来していない部分に限る。)に乗じて得た額とする。

2 前項の医師としての勤務期間の計算については、月を単位とするものとし、一月に満たない期間は、これを切り捨てるものとする。

(返還の債務の履行猶予又は免除の申請)

第九条 条例第九条、第十条第一項若しくは第二項又は第十一条の規定により、研修資金の返還の債務の履行の猶予又は免除を受けようとする者は、様式第四号の

後期研修医研修資金返還猶予(免除)申請書を知事に提出しなければならない。
 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、可否を決定し、本人に通知するものとする。

(修了報告)

第十条 研修資金の貸与を受けている者が後期研修を修了したときは、速やかに様式第五号の後期研修修了報告書を知事に提出しなければならない。

(勤務届)

第十一条 研修資金の貸与を受けている者又は受けた者が後期研修を修了した後、県内の病院において産科又は小児科の医師として勤務したときは、速やかに様式第六号の勤務届を知事に提出しなければならない。

(異動届)

第十二条 研修資金の貸与を受けている者又は受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名に変更があったとき。
- 二 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- 三 前条の規定により届け出た事項に変更があったとき。
- 四 条例第九条第二号の規定による履行猶予を受けている場合であつて、受講している研修について、その受講を辞退し、若しくは中断しようとするとき又は当該研修を実施する病院から研修の受講を中止し、若しくは中断することを命ぜられたとき。
- 五 条例第九条第三号の規定による履行猶予を受けている場合であつて、当該履行猶予を受けることとなつた理由が消滅したとき。

(報告の要求)

第十三条 知事は、必要があるときは、研修資金の貸与を受けている者又は受けた者に対し、研修資金の貸与の目的を達成するために必要な報告を求め得る。きる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(埼玉県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 埼玉県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例施行規則(昭和五十年

埼玉県規則第三十三号)

二 埼玉県公的保健医療機関勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例施行規則(昭和五十四年埼玉県規則第十五号)

様式第1号(第2条関係) 表

埼玉県後期研修医研修資金貸与申請書(新規)

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により研修資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 貸与申請金額 円 年 月 日から 年 月 日まで

2 貸与申請期間

なお、研修資金の貸与を受けた上は、後期研修の受講に専念し、後期研修修了後は、直ちに県内の病院において(産科医・小児科医)として勤務することを誓約します。

年 月 日

申請者 住所 氏名 ⑩

上記の者が埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により、後期研修受講期間中に貸与を受ける研修資金の返還の債務について連帯して保証します。

連帯保証人 住所 氏名 ⑪

連帯保証人 住所 氏名 ⑫

連帯保証人 住所 氏名 申請者との関係 ⑬

(あて先) 埼玉県知事

注1 保証人は、成年者でなければなりません。
 2 裏面も記入すること。

裏

| | | | | | | | |
|------------------|--|-----------------|--|-----------------|--|-----------------|--|
| 氏名、性別 生 年 月 日 | | (ふりがな) | | 貸与番号 | | 男・女 | |
| | | | | | | | |
| 郵便番号 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 生 日 | |
| 住所 | | 電話 () | | 年 月 日 | | 研修修了予定 | |
| 研修病院 名称 | | 所在地 | | 研修期間 | | 研修開始 | |
| 研修期間 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 研修修了予定 | |
| 医籍登録事項 | | 登録年月日 | | 登録年月日 | | 登録番号 | |
| 登録年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 第 号 | |
| 貸与額 | | 円 | | 円 | | 円 | |
| 円 | | 年 月 日から 年 月 日まで | | 年 月 日から 年 月 日まで | | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 返還猶予 | | 年 月 日決定 | | 年 月 日決定 | | 年 月 日決定 | |
| 返還猶予の理由 | | 年 月 日決定 | | 年 月 日決定 | | 年 月 日決定 | |
| 返還免除 | | 年 月 日決定 | | 年 月 日決定 | | 免除額 | |
| 返還 | | 年 月 日決定 | | 年 月 日決定 | | 返還額 | |
| その他の事項 | | 年 月 日決定 | | 年 月 日決定 | | 返還額 | |

様式第2号(第2条関係)

後期研修受講証明書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

病院名
病院長
〒

下記の者は当院(総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター)において、後期研修を受講していることを証明します。

記

1 住所

2 氏名

3 診療科名

4 後期研修の期間
年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号(第2条関係)

埼玉県後期研修医研修資金貸与申請書(継続)

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
〒

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により研修資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 貸与申請金額 月 円

2 貸与申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 研修病院の名称

4 既に貸与を受けた研修資金について
(1) 貸与番号 円
(2) 貸与を受けた額 円
(3) 貸与を受けた期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号(第9条関係)

埼玉県後期研修医研修資金返還猶予(免除)申請書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名

⑩

下記のとおり、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により貸与を受けた研修資金の返還の債務の履行猶予(免除)を受けたいので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により、申請します。

記

| | | | | | |
|---|-------------------------|---|---|-----|---|
| 1 | 貸与番号 | | | | |
| 2 | 貸与を受けた研修資金の額 | | 円 | | |
| 3 | 猶予を受けようとする期間 | 年 | 月 | 日から | |
| | | 年 | 月 | 日まで | |
| 4 | 免除を受けようとする額 | | | | 円 |
| 5 | 理由(当該理由を証明する書類を添付すること。) | | | | |

様式第5号(第10条関係)

後期研修修了報告書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

貸与番号
住所
氏名

⑩

私は、年 月 日に後期研修を修了したので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第10条の規定により、報告します。

上記の者は、当院(総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター)における後期研修を修了したことを証明します。

年 月 日

病院名
病院長

⑪

様式第6号(第11条関係)

| | | | |
|---|-------|---|-------|
| | 勤 務 届 | | 年 月 日 |
| (あて先) | | | |
| 埼玉県知事 | 貸与番号 | | |
| | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| 下記のとおりに県内の病院において 産科医 ・ 小児科医 として就職したの で、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第11条の規定により、届け出ま す。 | | | |
| 記 記 | | | |
| 1 病院名及び診療科名 | | | |
| 2 病院の所在地 | | | |
| 3 就職年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 上記のとおり就職したことを証明します。 | | | |
| 年 | 月 | 日 | |
| 病院名 | | | |
| 病院名 | | | |
| 病院長 | | | |
| 印 | | | |

くず物取扱業に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十一号

くず物取扱業に関する条例施行規則を廃止する規則

くず物取扱業に関する条例施行規則(昭和三十三年埼玉県規則第二十四号)は、
 廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十二号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和四十一年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正
 する。

第二条を次のように改める。

(出張理容の届出)

第二条 理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号。次項において「条
 例」という。)第六条第一項の規定による届出は、出張理容届を出張理容を行お
 うとする場所の所在地を管轄する保健所長(出張理容を複数の場所で行おうとす
 る場合は、出張理容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長)に
 提出して行うものとする。

2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張理容届出事項変更届又は出張理容
 廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。

第三条を削る。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 前条第一項の出張理容届 様式第五号

第四条第一項に次の二号を加える。

六 前条第二項の出張理容届出事項変更届 様式第六号

七 前条第二項の出張理容廃業届 様式第七号

第四条第二項を次のように改め、同条を第三条とする。

2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の理容所廃止届を提出して行うものとする。

様式第一号中「(第4条関係)」や「(第3条関係)」は、「氏名又は名称及び代表者氏名」

「氏名又は名称及

び代表者氏名

印」や 電話

FAX

印 「免許証番号」や「登録番号」は「

(6) 開設

者が外国人の場合は、理容師法施行規則第19条第4項の証明書

や (6)

注 届

開設者が外国人の場合は、理容師法施行規則第19条第4項の証明書

は省略。

出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。」

様式第三号中「(第4条関係)」や「(第3条関係)」は「理容所変更(廃止)届」や「理容所届出事項変更届」は「変更(廃止)した」や「変更した」は「(廃止の場合は、その理由)」や「(旧)」や「(変更前)」は「(新)」や「(変更

後)」は「変更(廃止)年月日」や「変更年月日」は「

5 添付書類

5 添付書類

注 届出者が個人の

は省略。

場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。」

「添付書類

1 戸籍謄本

2 相続人及

設者の地位

同意書

「添付書類

1 戸籍

2 相続

設者の

同意書

注 届出者

謄本(戸籍全部事項証明書)

人が二人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の

は省略。

が氏名を自署することにより、押印を省略できます。」

様式第三号中(一)は「様式第三号及び様式第六号を次のように改める。」

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

様式第5号(第3条関係)

| | | | | | | |
|-------------------------------|------------------|-------|-----|----------------------|---|---|
| (あて先) 埼玉県 保健所長 | | 出張理由届 | | 年 | 月 | 日 |
| | | 住所 | | 氏名 電話 FAX 印 | | |
| 下記のとおり出張理由を行いたいので、届け出ます。 記 | | | | | | |
| 1 出張理由を行 う理容師 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| | 登録番号 | | | | | |
| 2 出張理由を行 う場所 | 登録年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| | 所属する理容 所がある場合 | 名称 | 所在地 | | | |
| | 名称 | | | | | |
| 3 出張理由を行 う特別の事情 | | | | | | |
| 4 出張理由の開 始予定年月日 | 年 | 月 | 日 | | | |

注 届出者が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

様式第6号(第3条関係)

| | | | | | | |
|--------------------------|-----|-------------|---|---------|---|---|
| (あて先) 埼玉県 保健所長 | | 出張理由届出事項変更届 | | 年 | 月 | 日 |
| | | 住所 | | 氏名 印 | | |
| 下記のとおり変更したので、届け出ます。 記 | | | | | | |
| 1 理容師 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| 2 出張理由届出 年月日 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 3 変更事項 | 変更前 | | | | | |
| | 変更後 | | | | | |
| 4 変更年月日 | 年 | 月 | 日 | | | |

注 届出者が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第7号(第3条関係)

| | | | | | | |
|-------------------------------|-----------|---------|---|------|---|---|
| (あて先) 埼玉県 保健所長 | | 出張理容廃業届 | | 年 | 月 | 日 |
| | | 住所 | | 氏名 印 | | |
| 下記のとおり出張理容を廃業したので、届け出ます。 記 | | | | | | |
| 1 | 理容師 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| 2 | 出張理容届出年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 3 | 廃業年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 4 | 廃業の理由 | | | | | |

注 届出者が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

様式第8号(第3条関係)

| | | | | | | |
|------------------------------|--------|----------------|--|-----------------|---|---|
| (あて先) 埼玉県 保健所長 | | 理容所廃止届 | | 年 | 月 | 日 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 氏名又は名称及び代表者氏名 印 | | |
| 下記のとおり理容所を廃止したので、届け出ます。 記 | | | | | | |
| 1 | 名称(屋号) | | | | | |
| 2 | 所在地 | | | | | |
| 3 | 廃止の理由 | | | | | |
| 4 | 廃止年月日 | | | | | |

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十三号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和四十一年埼玉県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(出張美容の届出)

第二条 美容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十四号。次項において「条例」という。)第六条第一項の規定による届出は、出張美容届を出張美容を行うとする場所の所在地を管轄する保健所長(出張美容を複数の場所で行おうとする場合は、出張美容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長)に提出して行うものとする。

2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張美容届出事項変更届又は出張美容廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。

第三条を削る。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 前条第一項の出張美容届 様式第五号

第四条第一項に次の二号を加える。

六 前条第二項の出張美容届出事項変更届 様式第六号

七 前条第二項の出張美容廃業届 様式第七号

第四条第二項を次のように改め、同条を第三条とする。

2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の美容所廃止届を提出して行うものとする。

様式第一号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」とし、「氏名又は名称及び代表者氏名」を「氏名又は名称及び代表者氏名」

「氏名又は名称及び代表者氏名」
印 電 話

FAX

印 「免許証番号」や「登録番号」

「(6) 開設

者が外国人の場合は、美容師法施行規則第19条第4項の証明書

「(6) 注 届

開設者が外国人の場合は、美容師法施行規則第19条第4項の証明書

に改める。

出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。」

様式第二号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」とし、「美容所変更(廃止)届」を「美容所届出事項変更届」にし、「変更(廃止)した」を「変更した」とし、「(廃止)の場合は、その理由」を「(注)」とし、「(旧)」を「(変更前)」とし、「(新)」を「(変更後)」とし、「変更(廃止)年月日」を「変更年月日」

5 添付書類

5 添付書類

注 届出者が個人の場合、氏名を自署することにより、押印を省略できます。」

に改める。

「添付書類

1 戸籍謄本
2 相続人が設者の地位

同意書

「添付書類

1 戸籍

2 相続

設者の

同意書

注 届出者

二人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開
を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の
」

謄本 (戸籍全部事項証明書)

人が二人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開
地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の

」

が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

様式第三号 (一) から様式第四号までの選定中「(第4条関係)」や「(第3条関係)」
に改める。

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

様式第五号 (第3条関係)

| | | |
|--------------------------|------------------|-----------|
| 出張美容届 | | 年 月 日 |
| (あて先) | | |
| 埼玉県 保健所長 | | |
| 住所 | | |
| 氏名 | | |
| 電話 | | |
| FAX | | |
| 印 | | |
| 下記のとおり出張美容を行いたいので、届け出ます。 | | |
| 記 | | |
| 1 出張美容を 行う美容師 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 1 出張美容を 行う美容師 | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 登録番号 | |
| 1 出張美容を 行う美容師 | 登録年月日 | 年 月 日 |
| | 所属する美容 所がある場合 | 名称 所在地 |
| 2 出張美容を 行う場所 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 3 出張美容を行う特別の事情 | | |
| 4 出張美容の開始予定年月日 | 年 月 日 | |

注 届出者が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

様式第6号(第3条関係)

| | | | | | |
|-------------|----|--------------------------|----|----|---|
| 1 美容師 | | 出張美容師出事項変更届 | 年 | 月 | 日 |
| | | (あて先) 埼玉県 保健所長 | 住所 | 氏名 | 印 |
| 2 出張美容師出年月日 | | 下記のとおり変更したので、届け出ます。 記 | | | |
| 3 変更事項 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | | | |
| 4 変更年月日 | | 年 | 月 | 日 | |

注 届出者が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第7号(第3条関係)

| | | | | | |
|-------------|----|-------------------------------|----|----|---|
| 1 美容師 | | 出張美容師廃業届 | 年 | 月 | 日 |
| | | (あて先) 埼玉県 保健所長 | 住所 | 氏名 | 印 |
| 2 出張美容師出年月日 | | 下記のとおり出張美容を廃業したので、届け出ます。 記 | | | |
| 3 廃業年月日 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | | | |
| 4 廃業の理由 | | 年 | 月 | 日 | |

注 届出者が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

様式第8号(第3条関係)

| | | |
|-------------------------|--------------------|-------|
| 美容所廃止届 | | 年 月 日 |
| (あて先) 埼玉県 保健所長 | 住所又は主たる 事務所の所在地 | |
| | 氏名又は名称及 び代表者氏名 | 印 |
| 下記のとおり美容所を廃止したので、届け出ます。 | | |
| 記 | | |
| 1 名称(屋号) | | |
| 2 所在地 | | |
| 3 廃止の理由 | | |
| 4 廃止年月日 | | |

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県規則第二十四号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則(平成十五年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「利用等」を「利用」に改める。

第十一条を削る。

第十条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

4 条例第十五条第二項の手数料は、様式第三号の依頼書を提出する際に納付しなければならぬ。ただし、総長が必要があると認めるときは、依頼書を提出した日後において総長が定める日までに納付することができる。

第九条中「別表第一第六号の規定に基づき知事が定める附属設備の使用料」を「別表第一第五号の規則で定める額」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「様式第三号」を「様式第四号」に、「利用権利者」を「依頼者」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第六条とする。

2 第四条第二項の規定は、前項の試験成績書の郵送を希望する者について準用する。

第四条中「利用に」を「実施に」に、「の利用権利者」を「を依頼した者(次条第一項において「依頼者」という。）」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(依頼試験等の依頼手続)

第四条 依頼試験を依頼しようとする者及び条例別表第二二号の表に掲げる試験成績書の複本等(次項において「複本等」という。)の交付を受けようとする者は、様式第三号の依頼書を総長に提出しなければならない。

2 複本等の郵送を希望する者は、前項の依頼書にその旨を付記するとともに、所要額の郵便切手を添えなければならない。

第十二条中「様式第六号」を「様式第七号」に改める。

第十三条第一項中「第十七条ただし書」を「第十七条第一項ただし書」に改め、同項第一号中「第十七条第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第十七条第三号」を「第十七条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第十七条第三号」を「第十七条第一項第三号」に、「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

別表中「(第九条関係)」を「(第十条関係)」に、「(四C会議室)」を「(四A会議室)」に改め、「(多目的ホール一及び二)」を削り、同表の注中「別表第一第四号備考第一号」を「別表第一第三号の備考第一号」に改める。

様式第一号(一)中「~~様式第一号(一)~~」を「~~様式第一号(一)~~」に改める。

様式第一号(二)を削り、様式第一号(三)を様式第一号(二)とし、様式第一号(四)を様式第一号(三)とする。

様式第一号(五)中「~~様式第一号(五)~~」を「~~様式第一号(五)~~」に改め、同様式を様式第一号(四)とする。

様式第一号(六)を削り、様式第一号(七)を様式第一号(五)とし、様式第一号(八)を様式第一号(六)とする。

様式第二号(一)中「~~様式第二号(一)~~」を「~~様式第二号(一)~~」に改める。

様式第二号(二)を削り、様式第二号(三)を様式第二号(二)とし、様式第二号(四)を様式第二号(三)とする。

様式第二号(五)中「~~様式第二号(五)~~」を「~~様式第二号(五)~~」に改め、同様式を様式第二号(四)とする。

様式第二号(六)を削り、様式第二号(七)を様式第二号(五)とする。

様式第七号中「~~様式第七号~~」を削り、同様式を様式第八号とする。

様式第六号を様式第七号とする。

様式第五号中「~~様式第五号~~」を「~~様式第五号~~」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号中「~~様式第四号~~」を「~~様式第四号~~」に改め、同様式を様式第五号とする。

「申 依頼者」様式第三号中「(第五条関係)」を「(第六条関係)」に「請を頼む」を「申す事項」を「依頼事項」とし、「年 月 日付け第 号で許可をした依頼試験の結果は、上記のとおりです。」を「年 月 日付けで依頼を受けた依頼試験(受付番号第 号)の結果は、上記のとおりです。」に改め、同様式を様式第四号とし、

同様式の前に次の一様式を加える。

様式第3号(第4条関係)

埼玉県産業技術総合センター 依頼試験
試験成績書の複本等の交付 依頼書

(あて先)
埼玉県産業技術総合センター総長

依頼者
〒.....
住 所.....
団体名.....
代表者名又は氏名.....
電 話.....
担当者 氏名.....

次のとおり依頼します。

| | | |
|-------|-------|-------|
| 依頼品名 | 数量 | 依頼年月日 |
| 依頼事項 | ※単位 | ※単価 |
| | | 円 |
| ※合計 | | 円 |
| ※受付番号 | 郵送 | |
| ※受付日 | 年 月 日 | 要・否 |

注 ※印欄は記入しないでください。

附 則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 改正後の第四条から第六条まで、第十一条第四項、様式第三号及び様式第四号の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請(依頼試験又は試験成績書の複本等に係るものに限る。以下同じ。)について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正 夫

埼玉県教育委員会規則第四号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第九条第一号中「三級」を「特二級、三級」に改め、同条第二号ただし書中「第十五条各号の一」を「第十五条第一項各号のいずれか」に改める。

| | | |
|-------|-----|-------------------|
| 別表第一中 | 二 級 | 高等学校等の教諭又は養護教諭の職務 |
| | 二 級 | 高等学校等の教諭又は養護教諭の職務 |
| | 特二級 | 高等学校等の主幹教諭の職務 |
| | | 高等学校等の教頭の職務 |

別表第五中

に改める。

| | |
|-------|-------|
| 教 頭 | |
| 短 大 卒 | 大 学 卒 |
| | |
| ○ | ○ |

を

小学校等の副校長又は教頭の職務

に、
小学校等の教頭の職務

を

| | |
|--------------|-----------------------|
| 特 二 級 | 二 級 |
| 小学校等の主幹教諭の職務 | 小学校等の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 |

別表第二中

に改める。

| |
|-----------------------|
| 二 級 |
| 小学校等の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 |

を

高等学校等の副校長又は教頭の職務

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

を

別表第六中

号の四」に改める。

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

を

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 主幹教諭 | | 副校長及び教頭 | |
| 短 大 卒 | 大 学 卒 | 短 大 卒 | 大 学 卒 |
| | | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ |

| | |
|-------|-------|
| 教 頭 | |
| 短 大 卒 | 大 学 卒 |
| | |
| ○ | ○ |

に改め、同表の備考第一項第一号(5)中「第二十号四」を「第二十

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 主幹教諭 | | 副校長及び教頭 | |
| 短 大 卒 | 大 学 卒 | 短 大 卒 | 大 学 卒 |
| | | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|----|----|----|----|---|----|----|--|----|
| 76 | | 40 | 68 | 4 | 32 | 1 | 1 | 75 | | 49 |
| 77 | | 41 | 69 | 5 | 33 | 1 | 1 | 75 | | 50 |
| 77 | | 42 | 70 | 6 | 34 | 1 | 1 | 76 | | 51 |
| 78 | | 43 | 71 | 7 | 35 | 1 | 1 | 76 | | 52 |
| 78 | | 44 | 72 | 8 | 36 | 1 | 1 | 77 | | 53 |
| 79 | | 45 | 73 | 9 | 37 | 1 | 1 | 77 | | 54 |
| 79 | | 46 | 73 | 10 | 38 | 1 | 2 | 78 | | 55 |
| 80 | | 47 | 74 | 11 | 39 | 1 | 3 | 78 | | 56 |
| 80 | | 48 | 74 | 12 | 40 | 1 | 4 | 79 | | 57 |
| 81 | | 49 | 75 | 13 | 41 | 1 | 5 | 79 | | 58 |
| 82 | | 50 | 75 | 14 | 42 | 1 | 6 | 80 | | 59 |
| 83 | | 51 | 76 | 15 | 43 | 1 | 7 | 80 | | 60 |
| 84 | | 52 | 76 | 16 | 44 | 1 | 8 | 81 | | 61 |
| 85 | | 53 | 77 | 17 | 45 | 1 | 9 | 81 | | 61 |
| 86 | | 54 | 78 | 18 | 46 | 1 | 10 | 82 | | 62 |
| 87 | | 55 | 79 | 19 | 47 | 1 | 11 | 82 | | 62 |
| 88 | | 56 | 80 | 20 | 48 | 1 | 12 | 83 | | 63 |
| 89 | | 57 | 81 | 21 | 49 | 1 | 13 | 83 | | 63 |
| 89 | | 58 | 81 | 22 | 50 | 1 | 14 | 84 | | 64 |
| 90 | | 59 | 82 | 23 | 51 | 1 | 15 | 84 | | 64 |
| 90 | | 60 | 82 | 24 | 52 | 1 | 16 | 85 | | 65 |
| 91 | | 61 | 83 | 25 | 53 | 1 | 17 | 86 | | 66 |
| 91 | | 62 | 83 | 26 | 54 | 1 | 18 | 87 | | 67 |
| 92 | | 63 | 84 | 27 | 55 | 1 | 19 | 88 | | 68 |
| 92 | | 64 | 84 | 28 | 56 | 1 | 20 | 89 | | 69 |
| 93 | | 65 | 85 | 29 | 57 | 1 | 21 | 90 | | 69 |
| 94 | | 66 | 86 | 30 | 58 | 1 | 22 | 91 | | 70 |
| 95 | | 67 | 87 | 31 | 59 | 1 | 23 | 92 | | 70 |
| 96 | | 68 | 88 | 32 | 60 | 1 | 24 | 93 | | 71 |
| 97 | | 69 | 89 | 33 | 61 | 1 | 25 | | | 71 |
| 98 | | 70 | 90 | 34 | 62 | 1 | 26 | | | 72 |
| 99 | | 71 | 91 | 35 | 63 | 1 | 27 | | | 72 |
| 100 | | 72 | 92 | 36 | 64 | 1 | 28 | | | 73 |
| 101 | | 73 | 93 | 37 | 65 | 1 | 29 | | | 73 |
| 101 | | 74 | | 38 | 66 | 2 | 30 | | | 74 |
| 102 | | 75 | | 39 | 67 | 3 | 31 | | | 74 |

を

| | |
|-----|----|
| 特2級 | 3級 |
| 1 | 1 |
| 1 | 1 |
| 1 | 1 |

| | |
|-----|--|
| 102 | |
| 103 | |
| 103 | |
| 104 | |
| 104 | |
| 105 | |
| 106 | |
| 107 | |
| 108 | |
| 109 | |
| 109 | |
| 109 | |
| 109 | |
| 109 | |

に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第五号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「得た額」の下に「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特二級 三万千円

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第六号

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当の支給に関する規則(昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「得た額」の下に「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を加え、同項中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特二級 二万円

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

| | | | |
|-------|-------------|------|--------|
| 別表第一中 | 職務の級三級の学校職員 | 百分の十 | 職務の級の学 |
|-------|-------------|------|--------|

級三級及び特二級職員

百分の十(職務の級三級に属する学校職員のうち、教育委員会が定める学校職員にあつては百分の十五)

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

| | | |
|-------|--------------------------------|---------------------------|
| 別表第一中 | 校長 県立伊奈学園総合高等学校 副校長である教頭 | 校長 県立伊奈学園総合高等学校 副校長 |
| | 県立大宮中央高等学校副校長である教頭 | 県立大宮中央高等学校副校長 |
| | 副校長である教頭 | 副校長 教頭 |

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第九号

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

埼玉県教育委員会規則第十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

| | |
|--------|--|
| 2 級 | |
| 円 | |
| 4,200 | |
| 4,500 | |
| 4,700 | |
| 5,000 | |
| 5,200 | |
| | |
| 5,500 | |
| 5,800 | |
| 6,000 | |
| 6,200 | |
| 6,600 | |
| | |
| 7,100 | |
| 7,400 | |
| 7,700 | |
| 8,300 | |
| 8,600 | |
| | |
| 8,900 | |
| 9,600 | |
| 9,900 | |
| 10,200 | |
| 10,500 | |
| | |
| 10,800 | |

| | |
|--------|--|
| 11,100 | |
| 11,400 | |
| 11,600 | |
| 11,800 | |
| | |
| 12,200 | |
| 12,400 | |
| 12,600 | |
| 12,900 | |
| 13,100 | |
| | |
| 13,300 | |
| 13,400 | |
| 13,600 | |
| 13,700 | |
| 13,900 | |
| | |
| 14,000 | |
| 14,100 | |
| 14,100 | |
| 14,300 | |
| 14,300 | |
| | |
| 14,400 | |
| | |
| 7,700 | |

を

| | |
|-------|-------|
| 2 級 | 特 2 級 |
| 円 | |
| 4,200 | 6,800 |

| | |
|--------|--------|
| 4,500 | 7,400 |
| 4,700 | 7,700 |
| 5,000 | 7,900 |
| 5,200 | 8,700 |
| | |
| 5,500 | 9,000 |
| 5,800 | 9,300 |
| 6,000 | 9,900 |
| 6,200 | 10,100 |
| 6,600 | 10,700 |
| | |
| 7,100 | 10,900 |
| 7,400 | 11,100 |
| 7,700 | 11,400 |
| 8,300 | 11,600 |
| 8,600 | 12,000 |
| | |
| 8,900 | 12,200 |
| 9,600 | 12,700 |
| 9,900 | 12,900 |
| 10,200 | 13,100 |
| 10,500 | 13,400 |
| | |
| 10,800 | 13,600 |
| 11,100 | 13,700 |
| 11,400 | 13,900 |
| 11,600 | 14,100 |
| 11,800 | 14,300 |
| | |
| 12,200 | 14,400 |
| 12,400 | 14,400 |
| 12,600 | 14,500 |
| 12,900 | |
| 13,100 | |
| | |
| 13,300 | |
| 13,400 | |

| | |
|--------|--------|
| 6,000 | 8,700 |
| 6,200 | 9,000 |
| 6,600 | 9,300 |
| 7,100 | 9,900 |
| 7,400 | 10,100 |
| 7,700 | 10,700 |
| | |
| 8,300 | 10,900 |
| 8,600 | 11,100 |
| 8,900 | 11,400 |
| 9,600 | 11,600 |
| 9,900 | 12,000 |
| | |
| 10,200 | 12,200 |
| 10,500 | 12,700 |
| 10,800 | 12,900 |
| 11,100 | 13,100 |
| 11,400 | 13,400 |
| | |
| 11,600 | 13,600 |
| 11,800 | 13,700 |
| 12,200 | 13,900 |
| 12,400 | 14,100 |
| 12,600 | 14,300 |
| | |
| 12,900 | 14,400 |
| 13,100 | 14,400 |
| 13,300 | 14,500 |
| 13,400 | |
| 13,600 | |
| | |
| 13,700 | |
| 13,900 | |
| 14,000 | |
| 14,100 | |
| 14,100 | |

を

| | |
|-------|-------|
| 2 級 | 特 2 級 |
| 円 | |
| 5,000 | 6,800 |
| 5,200 | 7,400 |
| 5,500 | 7,700 |
| 5,800 | 7,900 |

別表第一中

| | |
|--------|--|
| 2 級 | |
| 円 | |
| 5,000 | |
| 5,200 | |
| 5,500 | |
| 5,800 | |
| 6,000 | |
| | |
| 6,200 | |
| 6,600 | |
| 7,100 | |
| 7,400 | |
| 7,700 | |
| | |
| 8,300 | |
| 8,600 | |
| 8,900 | |
| 9,600 | |
| 9,900 | |
| | |
| 10,200 | |
| 10,500 | |
| 10,800 | |
| 11,100 | |
| 11,400 | |
| | |
| 11,600 | |

| | |
|--------|-------|
| 13,600 | |
| 13,700 | |
| 13,900 | |
| | |
| 14,000 | |
| 14,100 | |
| 14,100 | |
| 14,300 | |
| 14,300 | |
| | |
| 14,400 | |
| | |
| 7,700 | 8,900 |

に改める。

| | |
|--------|-------|
| 14,300 | |
| 14,300 | |
| 14,400 | |
| 7,700 | 8,900 |

に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第十二号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中

2級

11,100円

を

2級

特2級

| |
|---------|
| 11,100円 |
| 11,500円 |

を

2級

| |
|---------|
| 10,900円 |
|---------|

を

2級

10,900円

特2級

11,200円

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この規則」を「教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成二十一年埼玉県教育委員会規則第十二号)」に改める。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職員は」の下に、「主幹教諭」を加える。

第七条第一項を次のように改める。

特殊勤務手当(次項に規定する特殊勤務手当を除く。)は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができる。

第七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第五条第一項第一号に規定する特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「教頭」を「副校長(副校長を置かない学校にあつては、教頭)」に改める。

第十七条の六中「教諭、養護教諭」を「主幹教諭、教諭、養護教諭」に改める。

別表第八の三中「週 時間」を「週 時間 分」に

| | | | | | |
|---|-----|--|--|--|--|
| 日 | () | | | | |
| 水 | () | | | | |
| 木 | () | | | | |
| 金 | () | | | | |

を

| | | | | | |
|---|-----|--|--|--|--|
| 日 | () | | | | |
| 水 | () | | | | |
| 木 | () | | | | |
| 金 | () | | | | |

| | | | | | |
|---|-----|--|--|--|--|
| 日 | () | | | | |
| 水 | () | | | | |
| 木 | () | | | | |
| 金 | () | | | | |

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第二十号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第四条第二項及び第三項中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改める。

第八条中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同条第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第八条の三第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第四項中「掲げる日数」を「定める日数」に、「。」とするを「)とする」に改める。

第十条第三項を削り、同条第四項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号イ中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号ロ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ハ中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十二条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第四号中「百十二時間」を「百八時間三十分」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第十一号及び第二十三号中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「一時間」を「一分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十三条第四項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫
埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程(昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十三号中「勤務する」の下に「養護をつかさどる主幹教諭、」を加え、同表第十四号中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第十六号中「盲学校」を「特別支援学校培保已一学園」に改め、同表第十九号中「げんきプラザ(小川げんきプラザに限る。)」を「小川げんきプラザ」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

告示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県県政調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県議会議長 奥ノ木 信夫

埼玉県県政調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県県政調査費の交付に関する規程(平成十三年埼玉県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(収支報告書等)」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項

の次に次の一項を加える。

2 会派の代表者は、条例第七条第一項及び第二項の規定により収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類(以下「証拠書類」という。)の写しを併せて提出しなければならない。ただし、会派の内部の利用に供するために作成された調査研究の内容を記載する文書に附属する証拠書類で、その提出により会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

第八条中「調整」を「調製」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

使 途 基 準

| 分類 | 項 目 | 内 容 | 主 な 例 |
|------|---------------|--|---|
| 調査研究 | 調査研究費 | 県政調査活動として行う視察・研修等の実施・参加及び外部への調査研究委託等に要する経費 | 交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費等 |
| | 政 策 研 究 費 | 県政調査活動として開催・出席する会派内・会派間会議等に要する経費 | 交通費、宿泊費、食事代、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等 |
| | 政 策 立 案 活 動 費 | 県政調査活動として行う議員連盟活動等に要する経費 | 交通費、宿泊費、食事代、茶菓代、県政調査活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費等 |
| 広聴 | 広聴費 | 県政調査活動として行う各種団体等との意見交換、行政関係者からの相談見聴取、県民からの相談や要望の聴取、アンケート | 会場費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、地域団体等各種団体との意見交換会等に必 |

| | | |
|---------------------|------------------------------------|--|
| ・ 広報紙(誌) 等発行費 | ト調査等に要する経費 | 要な会費等 |
| | 県政調査活動として行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費 | 広報紙(誌)・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等 |
| 活動費 | 県政調査活動として行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費 | ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料等 |
| | 県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費 | 交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等 |
| 活動費 | 県政調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費 | 給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等 |
| | 県政調査活動のため必要な事務所及び維持に要する経費 | 賃借料、管理費、県政調査活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、負担金等 |
| 補助費 | 県政調査活動のため必要な事務に要する経費 | 事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブールテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、乗客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等 |
| | 資料購入費 | 書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費等 |

| | | |
|-----|---------------------|--|
| 交通費 | 県政調査活動のため日常的に必要な交通費 | 電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等 |
|-----|---------------------|--|

備考 県政調査活動とは、議員の職務を遂行するのに必要な調査研究、政策立案、広聴、広報等の活動をいう。
 送付先は以下の指定先へ送付する。

別紙

| | | |
|-----------------------|---------------|-----|
| ○○年度県政調査費収支報告書 会派名 | | |
| 1 収入 | 県政調査費 _____ 円 | |
| 2 支出 | (単位：円) | |
| 分類 | 項目 | 支出額 |
| 調査立案研究費 | 調査研究費 | |
| | 会議費 | |
| 活動費 | グループ活動費 | |
| | 広聴費 | |
| 広報紙(誌)等発行費 | 広報紙(誌)等発行費 | |
| | ホームページ等作成・管理費 | |
| 広報活動費 | 県政報告等活動費 | |
| | 人件費 | |
| 活動 | 事務所費 | |

| 補助費 | 補 助 費 | | 合 計 |
|------|-------|-----------------|-----|
| | 事 務 費 | 資 料 購 入 ・ 作 成 費 | |
| | 交 通 費 | | |
| | | | |
| 3 残余 | | | 円 |

様式第七号中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県県政調査費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付する県政調査費について適用し、同日前に交付した県政調査費については、なお従前の例による。

| | |
|------|--|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表) |
| | 埼玉県 埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所 | 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表) |